

令和元年第3回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和元年9月12日）

◎議事日程（第1日）

第 1 議席の変更

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸般の報告

第 5 発委第 1号 議会活性化特別委員会の設置

追加日程

第 1 議会活性化特別委員会委員の選任について

第 6 議案第37号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について

第 7 議案第38号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

第 8 議案第39号 赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

第 9 議案第40号 旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について

第10 議案第41号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）

第11 議案第42号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第12 議案第43号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）

第13 議案第44号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

第14 議案第45号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
全員で構成する予算特別委員会の設置

第15 認定第 1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定第 2号 平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定第 3号 平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 認定第 4号 平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第19 認定第 5号 平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第20 認定第 6号 平成30年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

全員で構成する決算特別委員会の設置

第2-1 同意案第5号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第2-2 同意案第6号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて

第2-3 同意案第7号 赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについて

第2-4 一般質問

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		
建	設	課	長	今	城	豪	君			
総	務	課	主	幹	菅	藤	覚	史	君	
教	育	長	根	井	朗	夫	君			
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君
代	表	監	査	委	員	大	西	敏	典	君

◎議会事務局

事	務	局	長	瀬	戸	雅	哉	君
書	記	青	木	秀	英	君		

(午前 9時00分開会)

○議長（岩井英明君） おはようございます。会議の開始前に、6月24日に議員に当選されました連議員を紹介いたしたいと思います。

連茂議員。

○1番（連 茂君） 今回、議会のほうに入らせていただきました連です。自分の知識だとか、今までの経験だとかを生かして村政のために頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩井英明君） 以上で紹介を終わらせていただきます。

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案9件、認定6件、同意案3件であります。

◎日程第1 議席の変更

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、議席の変更を行います。

今回新たに当選されました連茂君の議席に関連し、会議規則第4条第2項及び第3項の規定によって議席の変更をいたします。

今お座りの議席が変更した議席でございます。お手元に配付いたしました議席表のとおりでございます。

議席番号と名前を事務局長に朗読させたいと思います。

瀬戸局長。

○議会事務局長（瀬戸雅哉君） 議席番号とお名前を読み上げます。

1番、連茂議員、2番、曾根敏明議員、3番、辻康議員、4番、能登ゆう議員、5番、湯澤幸敏議員、6番、川人孝則議員。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） なお、連議員の総務開発常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任につきましては、閉会中に議長より選任通知しておりますことをご報告させていただきます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、能

登ゆう君及び5番、湯澤幸敏君を指名いたしたいと思います。

◎日程第3 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間といたしたい
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおり
でありますので、ご了承願いたいと思います。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、諸般の報告をさせていただきたいと思いたすの
で、お手元の議長諸報告資料をごらん願いたいと思います。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出
席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和元年6月分から令和元
年7月分の例月出納検査結果報告書及び8月23日及び26日実施の定例監査結果報告書の提
出がありましたので、2ページから4ページとして配付いたしております。

続きまして、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。私のほうから行政報告を2件報告させてい
ただきます。お手元の資料をお開きください。

まず、1ページ目からでございます。地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不
足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に
公布され、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤
字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」
という。）並びに公営企業に係る特別会計の資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）
とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつ
けて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならない
とされております。平成30年度分の健全化判断比率及び資金不足比率の算定を行った結果
を監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告いたします。

2ページ目をお開きください。上段が健全化判断比率となっております。表の米印、表
の説明ですけれども、上段が赤井川村の比率、中段が早期健全化比率、下段が財政再生基

準というふうになっております。注意書きの1として、実質赤字比率は黒字であることから算定されておりません。2番目、連結実質赤字比率は資金剰余が黒字であることから算定されておりません。3として、将来負担比率は充当可能財源より少ないことから算定されていないということで、実質公債比率の5.8%という部分だけが村の比率として掲載されております。

下段の資金不足比率でございます。これにつきましても注意書きでございますように、各会計の資金不足比率は資金剰余が黒字であることから算出されないということになっておりますので、3ページ以降に監査委員の意見書が付しておりますので、後ほどご高覧いただきたいというふうに思います。

今回の報告の中では、黒字で算定されていないという結果になっておりますけれども、額面上は基金を充当しているので、黒字となっているということでございます。単純に単年度収支を見た場合、この後決算の報告をさせていただきますけれども、見た場合には1億3,110万4,000円が歳入不足となっております。これまでも財政調整基金からの充当を予算計上しても決算時の剰余金で戻し入れを行うことができましたが、平成30年度は戻し入れできる剰余金が確保できず、基金より不足分を充当する結果となっております。経常的経費の増加が今後も収支バランスをとる上で厳しいという状況は続くと思われませんが、必要なものは実施しなければならず、住民サービスの低下を招かないよう今後も予算の適正化に注意を払う財政運営に努めてまいりたいと思います。

続きまして、令和元年6月1日以降、工事等発注状況についてでございます。最終ページです。7ページ目をお開きください。6月1日以降の工事と発注状況、6月4日、保健福祉課所管施設草刈り業務から8月30日の子ども・子育て支援システム改善業務までについて発注状況を書面にて報告させていただきます。後ほどご高覧いただければなというふうに思います。

以上をもちまして、行政報告2件について報告を終わらせていただきます。

○議長（岩井英明君） 続きまして、教育長より報告を求めます。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） 改めまして、おはようございます。それでは、教育行政報告を3点させていただきます。

1点目は、本年度の中学生海外研修事業についてであります。ことしで17回目となりました研修事業は、8月5日から14日までの10日間実施し、大きな成果を上げて終了いたしました。中学2年生11名と引率は中学校教諭、佐藤と私で行い、総勢13名がオーストラリアメルボルン市のストラスモア・セカンダリースクールを中心にホームステイをしながら学習をさせていただきました。例年の航路ではありましたが、香港空港経由の便であったため、往路、それから復路ともに現在も行われているデモの影響を受けまして、香港情勢を見ながらの行動になり、特に往路につきましては出発直前に搭乗便が運休となったことから変更手続作業に入ることになり、結果的には航路、航空会社を変えて成田で1

泊するということになりました。そんな中ではありましたが、子供たちは元気に現地の家庭での生活、学校での学習、オーストラリアの文化や歴史の見学など多くのことを学習、体験することができました。子供たちのストラスマア側からの評価としては、これまでの受け入れの中で最も積極的であり、意欲的な姿勢であったということでありました。特にホームステイにつきましては、受け入れのホストファミリーからストラスマア校の担当窓口のもとに生徒の様子にかかわる相談や照会がこれまでは必ず何件かあったとのことでしたが、今回の生徒については全くなかったということで、生徒の評価が大変高く評価されました。引率団の指導に感謝され、恐縮する場面もあったほどでした。今年度は、中学校英語科の授業でオーストラリアに行くための具体的な旅行場面やホームステイ先、生活場面を想定した学習の設定、道徳科での日本文化と外国文化の違いや互いに尊重し合う態度の育成などを事前に行っていたことなどが成果につながったものと考えています。新しい学習指導要領の本格実施が小学校では来年度から、中学校では再来年度から始まり、外国語活動、外国語科の新設、充実はこの改正の大きな柱の一つですけれども、社会のグローバル化の進展を念頭に本研修がその目的を明確に意識できるよう、学校におけるオーストラリア研修の実践につながる指導プランを構築しながら、今後も充実した事業へ継続させたいと考えております。皆様のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。現在報告書の取りまとめ作業を行っておりますので、完成次第配付させていただきます。添付している資料につきましては、研修の行程表、写真、参加者名簿、本事業の過去の実績となっておりますので、お目通しいただければと存じます。

2点目につきましては、資料はございませんが、今年度全国学力・学習状況調査の公表についてであります。現在北海道教育委員会では、11月上旬をめどに調査結果をホームページに掲載する作業を進めています。本村の調査結果につきましては、これまで特定の児童生徒の成績が想定されること等への懸念から公表を控えてきたところでしたが、この公表は全体傾向をあらわし、個が特定される公表方法ではないこと、また昨年度まで全道で4町村を除いて既に公表されているところではありますが、公表調査のいずれも公表にかかわるトラブルはこれまで一度もないことから、各教育委員の了解を得て公表する運びとなりましたので、ご報告申し上げます。加えてお伝えいたしますと、これまで公表してこなかったほかの町村も今年度公表の予定であるとのことです。

3点目につきましては、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてであります。このことについては、国の法律によって平成20年度から教育委員会の権限に属する事務の執行、管理状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会へ報告することとされております。つきましては、平成30年度における事務事業の執行状況についてお手元に配付させていただいております報告書のとおりとなっておりますので、ご報告申し上げます。今後とも教育委員会の事務事業につきましては、内外部からの点検、評価をいただき、より効果的な事務事業の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で受けたいと思いますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第5 発委第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、発委第1号 議会活性化特別委員会の設置を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（能登ゆう君） 提出議案につきまして説明をいたします。

発委第1号 議会活性化特別委員会の設置について。

赤井川村議会会議規則第14条第3項の規定により、議会活性化特別委員会の設置案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月12日提出、提出者、議会運営委員会委員長、能登ゆう。

次のページです。議会活性化特別委員会の設置。

次のとおり、地方自治法第109条及び赤井川村議会委員会条例第5条の規定により、議会活性化特別委員会を設置する。

名称につきましては、議会活性化特別委員会といたします。

目的につきましては、村民に開かれた議会を目指すとともに、地方議会としてのあるべき姿につきまして調査、研究を行うことといたします。

委員数は7名とし、経費は予算の範囲内といたします。

調査期間につきましては、調査、研究が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うこととします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号 議会活性化特別委員会の設置を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発委第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、発委第1号 議会活性化特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。
能登委員長、自席へお戻りください。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

議会活性化特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会活性化特別委員会委員の選任について

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第1、議会活性化特別委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。議会活性化特別委員会委員の選任につきましては、赤井川村議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除いた7名でございます。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり議会活性化特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時19分 休憩

午前 9時22分 再開

○議長(岩井英明君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会活性化特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告させていただきます。

議会活性化特別委員会委員長に能登ゆう君、副委員長に山口芳之君、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

◎日程第6 議案第37号ないし日程第8 議案第39号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第37号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第6、議案第37号から日程第8、議案第39号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第37号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第7、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第8、議案第39号 赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第37号から議案第39号について一括してご説明いたします。

改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、各議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第37号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、住民基本台帳法施行令の一部改正により住民票への旧氏、旧姓の記載が可能となることから、印鑑の登録に関する事務についても同様の扱いとするため、この条例を改正しようとするものであります。

議案4ページの改正要点資料をごらんください。第2条の改正は文言の整理、第10条第1項第4号の改正は住民票に記載されている旧氏に変更がある場合、印鑑登録の抹消となることを規定し、第11条第1項第1号の改正は住民基本台帳に記載されている氏名、氏名、旧氏もしくは通称または氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせることで、印鑑登録の抹消、登録できない印鑑の要件が変更されることとなります。また、第11条第1項第2号は前号の改正に伴う文言の整理となっております。

なお、住民基本台帳法施行令の改正は11月5日からとされており、本改正条例の施行日についても同日としております。

続きまして、議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通活性化協議会を設立するため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料をごらんください。今回の条例改正は、条例別表第1に地域公共交通活性化協議会委員の報酬を新たに追加するものです。本協議会は、地域公共交通活性化法に規定する法定協議会とされ、委員構成については法律の規定により地方公共団体、交通事業者、公安委員会、道路管理者、公共交通利用者等とされ、国及び都道府県の助言を受けるよう定められております。本協議会において地域の公共交通のあり方を検討し、次年度には法定計画である地域公共交通網形成計画策定に着手するよう進めていく予定となっております。

なお、本議会上程に合わせ後ほどご説明申し上げます補正予算案において委員報酬等に係る予算計上をしておりますことを申し添えます。

最後になりますが、議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号 赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について。赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、軽自動車税環境性能割が本年10月1日より創設され、同税に係る賦課徴収を当分の間、北海道が市町村にかわって行うに当たり、諸規定の改正が必要となったため、この条例を改正しようとするものであります。

議案4ページ目の改正要点資料をごらんください。今回の条例改正は、第1条として平成29年赤井川村条例第1号として公布した税条例等の一部改正条例について、その条例の附則第15条の3の軽自動車税の環境性能割の規定を北海道の税条例との整合性をとるために改正し、第2条の平成31年赤井川村条例第8号として公布した税条例等の一部改正条例については、その条例の附則第15条の3の2について法律との条項整理が必要な点について改正するものです。改正条例は既に公布されておりますが、施行期日が本年10月1日と未到達であるため、一部改正条例の一部改正条例案としているものです。

以上で議案第37号から議案第39号についての説明を終了いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第38号です。地方公共交通活性化協議会を設立するためと説明がございましたけれども、委員の選任について、先ほど交通関係者などという説明がありましたけれども、公募などをする予定はないのかという点と、あと今後のスケジュール、この前副村長のほうから9月中には第1回を開催されたいとお話を伺ったこともありました。スケジュール感についてご説明いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） ご質問をいただきました。まず1点目の委員の構成についてですが、先ほどご説明したように法定で定められている委員の構成というものがありまして、今の段階では公募ということは考えてございません。先般、北海道運輸局のほうとも委員構成について協議をさせていただきました。協議いただく中で例えば交通事業者として札幌地区バス協会だとか、こういうようなところにお声がけしてはいかかかというように助言はいただいておりますが、今のところそのような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

スケジュール感、2点目のお話ですけれども、まず本条例を可決いただきましたら早急に委員の皆さん、うちのほうから想定されている委員の皆さんにお声がけをさせていただいて、委員の就任についてご理解をいただいて、10月の中旬には遅くとも第1回目の協議会を進めるように準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 委員の構成についてですが、法定の中では交通事業者のみだけでなく、住民や利用者の代表というのも入っていたかと思えます。どのようにその辺、選任されるか。公募によらなくても役場のほうからご指名してということになるかと思えますが、その内容について教えてください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 先ほど申し上げたように、委員の構成については運輸局さんのほうともご相談をさせていただきました。その中で、今能登議員からもお話がありましたが、公共交通の利用者ということで、まず村としては余市町や仁木町、近隣の法定協議会の組織体制を参考とさせていただく中で、まずは学生という部分では連Pの役員の皆さん、それと今高校生として現に朝、帰り、バスに乗っている方の保護者を考えております。ほかは、商工会、社会福祉協議会、観光協会、老人クラブ、民生委員協議会の皆さんにお声がけをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 次に、質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第37号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第37号 赤井川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第39号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第39号 赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第40号 旅券交付申請及び交付に関する事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号 旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について。

旅券交付申請及び交付に関する事務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙規約のとおり委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

提案の理由につきましては、地方自治法の法定受託事務として北海道が行っている旅券法に基づくパスポートの交付等に関する事務について、北海道より赤井川村が権限移譲を受け、その事務を管理負担軽減のため令和元年10月1日から余市町に委託するものであります。

パスポート事務の権限移譲と余市町への事務の委託については、昨年来後志総合振興局、余市町及び積丹町と協議を重ねており、積丹町も同様に10月から余市町への事務の委託を行う予定となっております。現在赤井川村の住民のパスポート手続は、倶知安町の後志総合振興局または札幌市の北海道パスポートセンターとなっておりますが、既に余市町との事務委託を行っている古平町、仁木町とともに北後志5カ町村のパスポート手続窓口は余市町となり、住民の利便性が高まるものと思えます。

なお、本議案の上程に合わせ後ほどご説明いたします補正予算案において北海道から赤井川村が受ける権限移譲交付金と余市町への委託料の補正予算を計上しておりますことを申し上げ、ご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 旅券交付申請及び交付に関する事務の委託についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第40号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第40号 旅券交付申請及び交付に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第41号ないし日程第14 議案第45号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第41号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

この際、日程第10、議案第41号から日程第14、議案第45号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第41号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第42号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第43号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第44号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第14、議案第45号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました各会計の補正予算についてご説明をさせていただきます。

まず、一般会計の補正予算書でございます。1ページ目をお開きください。議案第41号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,368万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,447万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。上段から行きます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、9款地方交付税、1項地方特例交付税、既定額に82万3,000円を追加し、85万3,000円にしようとするものでございます。

10款地方交付税、既定額に8,082万1,000円を追加し、10億1,082万1,000円にしようとするものでございます。

14款国庫支出金、既定額に79万4,000円を追加し、1億3,670万6,000円にしようとするも

のでございます。2項国庫補助金の追加でございます。

15款道支出金、既定額に5万4,000円を追加し、6,166万4,000円にしようとするものでございます。3項委託金の追加でございます。

18款繰入金、既定額に300万円を追加し、3億2,453万4,000円にしようとするものでございます。2項の基金繰入金の追加でございます。

20款諸収入、既定額に645万8,000円を追加し、7,199万8,000円にしようとするものでございます。4項雑入の追加でございます。

21款村債、既定額から1,826万5,000円を減じて、1億1,573万5,000円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に7,368万5,000円を追加し、22億4,447万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出、1款議会費、既定額に177万9,000円を追加し、4,992万9,000円にしようとするものでございます。

2款総務費、既定額に433万7,000円を追加し、4億4,941万円にしようとするものでございます。

3款民生費、既定額に133万9,000円を追加し、3億4,952万5,000円に、1項社会福祉費で86万7,000円の追加でございます。2項児童福祉費で47万2,000円の追加でございます。

4款衛生費、既定額に1,457万8,000円を追加し、2億3,581万3,000円にしようとするものでございます。

5款農林水産業費、既定額に435万5,000円を追加し、1億1,382万1,000円に、1項の農業費で404万円の追加でございます。2項林業費31万5,000円の追加でございます。

6款商工費、既定額に10万2,000円を追加し、7,689万8,000円にしようとするものでございます。

7款土木費、既定額に2,029万4,000円を追加し、3億5,498万7,000円にしようとするものでございます。2項道路橋梁費で365万6,000円の追加、3項河川費で507万1,000円の追加、4項住宅費で1,156万7,000円の追加でございます。

8款消防費につきましては、予算のプラス・マイナス・ゼロということで項目の計上となっております。内容については、後ほどご説明させていただきます。

4ページに入りまして、9款教育費、既定額に100万7,000円を追加し、1億8,200万2,000円にしようとするものでございます。2項小学校費で90万1,000円の追加、4項社会教育費で10万6,000円の追加でございます。

11款予備費、既定額に2,589万4,000円を追加し、3,113万3,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に7,368万5,000円を追加し、22億4,447万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、第2表、地方債の補正、5ページ目になります。第2表、地方債補正、こ

こにつきましては変更分のみ説明とさせていただきます。まず、起債の目的につきましては過疎対策事業債、富田線道路改良工事、補正前が1,370万円でございますけれども、補正後が180万円の減額で1,190万円となります。続きまして、橋梁長寿命化事業費として補正前が3,760万円、補正後は870万円減の2,890万円、続きまして道の駅あかいがわ指定管理業務、補正前が2,410万円、補正後は20万円を追加して2,430万円、2つ飛ばして小型動力ポンプ購入事業、補正前が130万円、補正後が50万円を追加して180万円、過疎対策事業債合計、補正前が8,650万円が補正後は980万円を減額して7,670万円。続きまして、臨時財政対策債につきましては、補正前が4,750万円、補正後が846万円を減じて3,903万5,000円にしようとするものでございます。起債の合計1億3,400万円を補正後1億2,826万5,000円を減じて1億1,573万5,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と変更はございません。

今回の一般会計の補正予算につきまして、歳入については地方交付税の8,082万1,000円の増加、移住・定住事業基金繰入金からの300万円の1棟新築分が追加に歳出のほうで計上しますので、基金繰入金で300万円を入れております。あと、一部事務組合等精算返還金で645万8,000円を新規に計上しております。それと、今ご説明しました村債で1,825万5,000円を減額するというものが歳入の主な計上でございます。

歳出の主な計上としましては、地域公共交通活性化協議会設置に係る経費を新規に計上していると。簡易水道特別会計の繰出金として1,124万4,000円を増額していると。あと、都用水路組合の通水70周年記念事業への補助ということで384万7,000円を増額計上させていただいております。村道の維持工事費として332万2,000円の増額、河川の維持工事費用として507万1,000円の増額、そのほか各工事、事業の執行残による減額分についても計上しております。

詳細につきましては、この後副村長、各課長より説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。1ページ目をお開きください。議案第42号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度赤井川村国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度以降」も同様とする。

令和元年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,470万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算の補正、歳入、5款繰入金、既定額に412万9,000円を追加し、413万円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に412万9,000円を追加し、5,470万7,000円にしようとするものでございます。

3ページ目、歳出、5款予備費、既定額に412万9,000円を追加し、462万9,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に412万9,000円を追加し、5,470万7,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、介護保険サービス事業特別会計補正予算でございます。1ページ目をおめくりください。議案第43号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,560万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算の補正、歳入、2款繰入金、既定額に45万円を追加し、3,680万1,000円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に45万円を追加し、5,560万7,000円にしようとするものでございます。

3ページ目に入ります。歳出、2款事業費、既定額に45万円を追加し、1,316万9,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に45万円を追加し、5,560万7,000円にしようとするものでございます。

詳細については、後ほど担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、簡易水道特別会計でございます。1ページ目をお開きください。議案第44号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,124万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,491万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に1,124万4,000円を追加し、1,904万1,000円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に1,124万4,000円を追加し、7,491万1,000円にしようとするものでございます。

3ページ、歳出、2款営繕費、既定額に1,124万4,000円を追加し、5,750万9,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に1,124万4,000円を追加し、7,491万1,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

最後になります。下水道事業についてでございます。1ページ目をお開きください。議案第45号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,772万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3款繰入金、既定額に148万5,000円を追加し、5,618万円に。

歳入合計、既定額に148万5,000円を追加し、6,772万9,000円にしようとするものでございます。

3ページ目に入ります。歳出、2款営繕費、既定額に148万5,000円を追加し、4,330万円に。

歳出合計、既定額に148万5,000円を追加し、6,772万9,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、各会計の補正予算の説明にかえさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 暫時休憩します。

午前 9時59分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和元年度一般会計補正予算（第2号）の歳入の部分についてのご説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の9ページをお開き願いたいと思います。9ページ、歳入、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、既定額に82万3,000円を追加し、85万3,000円にしようとするものでございます。内容は、本年度消費税増税に伴い、自動車税等の減収に対する補填によるもので、国から交付される額が確定したことによるものでございます。

次に、10ページに移ります。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に8,082万1,000円を追加し、9億1,082万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、地方交付税の額の確定によるものでございます。

続いて、11ページでございます。11款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、既定額に79万4,000円を追加し、80万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、健康かるてシステムの改修業務に対する助成で、詳細につきましては後ほど担当課より説明を申し上げます。

次に、12ページに移ります。15款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金、既定額に5万4,000円を追加し、350万円にしようとするものでございます。内訳は、旅券交付申請事務にかかわるもので、詳細は後ほど担当課より説明を申し上げます。

続いて、13ページ、18款繰入金、2項基金繰入金、4目移住・定住支援事業基金繰入金、既定額に300万円を追加し、1,500万円にしようとするものでございます。内訳は、移住・定住支援事業補助金の対象となる住宅が1戸建設され、申請件数が当初見込みより1件ふえることによるものでございます。

次に、14ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、6目雑入、既定額に645万8,000円を追加し、2,146万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、北後志消防組合や北後志衛生施設組合の前年度還付金が確定したことによる計上が主なものでございます。

続いて、15ページに移ります。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から980万円を減額し、7,670万円にしようとするものでございます。内訳は、富田線道路改良工事及び橋梁長寿命化事業の額の確定による減額が主なものでございます。

同じく2目臨時財政対策債、既定額から846万5,000円を減じ、3,903万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課主幹。

○総務課主幹（菅藤覚史君） それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算につき説明をさせていただきます。

16ページをお開き願います。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額に177万9,000円を加え、4,992万9,000円にしようとするものです。議員の役職改選による人件費及び旅費の補正でございます。

次に、17ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に563万9,000円を追加し、2億2,788万7,000円にしようとするものです。職員の採用等による人件費476万2,000円の増額、一般管理費においては臨時職員賃金46万、旅券交付申請等事務委託料6万4,000円の新規計上、地域公共交通会議費は会議開催に必要な経費35万3,000円の新規計上による補正でございます。

続きまして、18ページ、8目企画費、既定額から158万3,000円を減額し、9,054万3,000円にしようとするものです。人事異動による人件費の197万4,000円の減額、道の駅あかいがわ施設管理費39万1,000円の増額の補正でございます。また、過疎対策事業債の20万円が増額となったことから、財源内訳も変更してございます。

続きまして、19ページになります。10目集会施設管理費、既定額に28万1,000円を追加し、1,091万9,000円にしようとするものです。山村活性化支援センターの浄化槽の修繕が必要となりましたので、補正をするものです。

続きまして、29ページをお開き願います。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金ですが、小型動力ポンプ購入事業について過疎対策事業債が増額となったことから財源内訳の変更をするものでございます。

続きまして、31ページになります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に2,589万4,000円を追加し、3,113万3,000円にしようとするものです。予算全体のバランスをとるための計上でございます。

以上で議会費及び総務課所管の歳出予算の説明を終わりますが、32ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

20ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に9万1,000円を追加し、1億1,149万円にしようとするものです。内訳は、8節報償費で6,000円の追加、12節役務費で3,000円の追加、こちらは今年度より設置されました保健福祉推進会議を開催する際に必要となる託児ボランティアに対する謝金及びレクリエーション保険を新規で計上するものとなっております。13節委託料で7,000円の増、こちらは必要額の増及び執行残の減を整理したものによる7,000円の増となっております。23節償還金

利子及び割引料で7万5,000円の増、こちらは前年度障害者自立支援国庫負担金の事業実績による返還分を計上するものです。

続きまして、2目老人福祉費、既定額に45万円を追加し、5,489万7,000円にしようとするものです。内訳は、28節繰出金で45万円の増、これは介護保険サービス事業特別会計の繰入金予算増額に伴い増額となっているものです。

続きまして、21ページ中段からごらんください。2項児童福祉費、3目保育所運営費、既定額に47万2,000円を追加し、4,090万1,000円にしようとするものです。内訳は、18節備品購入費に44万3,000円の計上、これは現在保育所で使用しておりますコピー機の消耗品供給が既に終了しており、保守提供もことし12月で終了することから、機種交換が必要となるため購入しようとするものです。19節負担金補助及び交付金で2万9,000円の増、こちらは保育士の各種研修参加に必要となる参加費負担金を増額しようとするものとなっております。

続きまして、22ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に13万1,000円を追加し、2,219万9,000円にしようとするものです。内訳は、13節委託料で妊婦健康診査委託料の増額、こちらは当初対象者を5名と想定しておりましたが、7月25日現在で8名及びプラスアルファとして再積算し、必要額を増額しようとするものとなっております。

2目予防費、既定額に102万円を追加し、1,193万円にしようとするものです。内訳は、13節委託料で136万3,000円の増、こちらは国において母子保健分野におけるマイナンバーによる情報連携が令和2年6月から開始されることになっており、住民健診や予防接種事業で活用している健康かるてシステムにおいて必要な情報連携に対応できるようシステムを改修するものとなっております。なお、母子保健衛生費国庫補助金により基準額の3分の2が補助されることから、歳入予算、衛生費国庫補助金に79万4,000円が計上されているところであります。また、子宮がん検診委託料及び乳がん検診委託料については、それぞれ執行残を減額する補正となっております。

次に、3目環境衛生費、既定額に1,290万4,000円を追加し、1億5,380万5,000円にしようとするものです。内訳は、19節負担金補助及び交付金で17万5,000円の増額、こちらは北後志衛生施設組合の負担金を増額するものとなっております。28節繰出金で1,272万9,000円の増額、こちらは簡易水道事業特別会計の繰入金予算額増に伴い1,124万4,000円の増、下水道事業特別会計の繰入金予算額増に伴い148万5,000円を増額するものとなっております。

続きまして、23ページをごらんください。4目診療所費、既定額に52万3,000円を追加し、4,061万5,000円にしようとするものです。内訳は、18節備品購入費に52万3,000円の計上、こちらは保育所と同時期に導入しているコピー機につきまして同様に機種交換が必要となることから購入しようとするものであります。

以上で保健福祉課所管の一般会計補正予算、歳出予算について説明を終了させていただきます。

きます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

21ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額に32万6,000円を加えて3,696万4,000円にしようとするものです。19節負担金補助及び交付金32万6,000円の増額で、こちらにつきましては後志広域連合負担金の介護保険に関する事務費等負担金5万7,000円の増額、低所得者保険料軽減町村負担金26万9,000円を増額するものでございます。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

24ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額から65万6,000円を減額して2,889万3,000円にしようとするものです。補正内容は、7月の人事異動に伴いまして2節給料、3節職員手当等、4節共済費を総額65万6,000円減額しようとするものでございます。

中段になりますが、3目農業振興費、既定額に62万円を追加して2,834万1,000円にしようとするものです。補正内容は、13節委託料につきまして現在村で借り上げしている農産加工施設に係る除雪委託料を増額しようとするものですが、先月開催されました総務開発常任委員会の事務調査でもありましたとおり、発注時期までにより効果的な業務内容となるよう内容を精査し、取り進めさせていただきたいと考えております。

続いて、5目農地費、既定額に384万7,000円を追加して849万4,000円にしようとするものです。補正内容は、19節負担金補助及び交付金につきまして、長年地域ぐるみで水田の取水管理などを行っている都用水路組合がことしで通水70周年を迎える節目の年でありますことから、記念式典及び記念事業として取水施設の補修工事を実施したいとの要望がありました。都用水路組合は、地区内の受益者が28戸、受益面積が約65ヘクタールということで現在水田を管理しております。都地区の治水機能ですとか公共性の高い水路を今後においても地域全体で維持していくための事業として、要望内容を確認、協議の上、総事業費約580万円のうち3分の2の助成率で新規に384万7,000円を計上しようとするものでございます。

続きまして、24ページ下段から25ページになります。9目水利施設管理費、既定額に22万9,000円を追加して1,893万1,000円にしようとするものです。補正内容は、11節需用費につきまして落合ダムに係る修繕費84万5,000円を増額、13節委託料につきましてはダム管理に係る各種委託業務の執行残61万6,000円を減額しようとするものでございます。

下段になりますが、2項林業費、1目林業総務費、既定額に31万5,000円を追加して909万3,000円にしようとするものです。補正内容は、19節負担金補助及び交付金につきまして新規計上として森林・山村多面的機能発揮対策交付金を12万6,000円、追加措置といたしまして有害鳥獣対策用の電気柵購入補助金を18万9,000円増額しようとするものでございます。新規計上の多面的交付金につきましては、里山の景観維持ですとか森林の多面的利用に対する交付金として今年度常盤地区で6.3ヘクタールの整備を行うということで、これは団体がやるものですが、国費が4分の3、道と村が4分の1を助成するという内容でございます。あと、電気柵購入事業につきましては、農業者の要望を踏まえて電気柵2セット分の計上でございます。

続いて、26ページのほうに移らせていただきます。6款商工費、1項商工費、3目小公園管理費、既定額に10万2,000円を追加して3,615万6,000円にしようとするものです。補正内容は、14節使用料及び賃借料において重機借り上げとして新規計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

27ページをごらんいただきたいと思います。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に549万2,000円を加えて1億3,491万4,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、7節賃金で80万円の増額、14節使用料及び賃借料で80万円の増額、これらにつきましては不足が見込まれるための増額でございます。15節工事請負費で332万2,000円の増額、13節委託料で57万円の増額、これら2つにつきましては太陽光電力発電施設が富田にできたことから、それらの維持管理を行うための使用する村道を舗装して除雪する経費を計上するものでございます。

下段に移ります。2目道路新設改良費、既定額から183万6,000円を減じて4,619万8,000円にしようとするものでございます。15節工事請負費で183万6,000円の減額、これにつきましては富田線道路改良工事の入札により執行残が発生したことから減額するものでございます。

下段に移ります。3項河川費、1目河川総務費、既定額に507万1,000円を加えて598万1,000円にしようとするものでございます。28ページ、次のページをごらんいただきたいと思います。15節工事請負費で507万1,000円の新規計上、この新規計上につきましては暫定予算だったために新年度予算には計上しなかった河川整備の工事を計上するものでございます。内容といたしましては、都川の土砂上げで400メートル、曲川の護岸工事で12メートル、共栄の沢川の護岸工事で23メートルとなります。

下段に移ります。4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に1,156万7,000円を加えて5,922

万3,000円にしようとするものでございます。11節需用費で647万7,000円の増額、これにつきましては公営住宅の修繕の不足が見込まれることから増額するものでございます。14節使用料及び賃借料で1万1,000円の増額、単価等、使用料の不足が見込まれるために増額するものでございます。15節工事請負費で207万9,000円の新規計上、この新規計上につきましては暫定予算だったために新年度には予算計上しなかった都団地解体工事の工事費を計上するものでございます。続きまして、19節負担金補助及び交付金で300万円の増額、この増額につきましては新年度予算に計上しなかった住宅の建設1件が見込まれるために移住・定住支援事業の補助金額300万円を増額するものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の30ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に31万円を追加し、3,054万円にしようとするものです。内訳は、都小学校で昨年より漏水が続いており、水道業者に依頼し、調査をしましたが、原因がわからず、専門業者にお願いし、漏水箇所が特定できました。それに伴う修繕費の増額を行うものです。

続いて、9款2項2目教育振興費、既定額に59万1,000円を追加し、812万4,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川小学校にこれまで1名学習支援員が配置されていましたが、1年生の4名中3名が学習に対して前向きに取り組むことが苦手で、授業中も45分間集中して取り組むことができず、生徒指導上、特別な支援を要する状態にあり、1学期中は本来上級生3名の支援を行う予定だった学習支援員が1年生の支援に当たり、対応しておりました。今回学習支援員1名を増員する経費を計上しております。なお、緊急性を要することから、前回の総務開発常任委員会でご了承をいただき、予算議決前ではありますが、8月26日から指導を開始させていただいていることをご報告いたします。

続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額に10万6,000円を追加し、1,735万6,000円にしようとするものです。内訳は、役場1階に設置している図書コーナーの本が置き切れない状態で本棚の上に置いて保管しておりますが、管理上も危険であり、6段入る本棚に買い換え、管理したく増額を行うものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いたします。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

特別会計補正予算書の6ページをお開きください。2、歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に412万9,000円を追加し、413万円にしようとするものです。内訳は、

前年度繰越額の確定により412万9,000円を追加するものとなっております。

続いて、7ページをごらんください。3、歳出、5款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に412万9,000円を追加し、462万9,000円にしようとするものです。内訳は、歳入予算の増額に伴い、予備費で調整するものとなっております。

それでは、私から国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

6ページをお開きください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に45万円を加えて3,680万1,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の増額でございます。

7ページをごらんください。3、歳出、2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額に45万円を加えて1,210万3,000円にしようとするものです。内訳は、18節備品購入費44万3,000円の増額であり、デイサービスセンターのコピー機について消耗品の供給が終了しており、保守提供もことしの12月で終了するため、機種変更が必要であり、またふぐあいが生じ始めていることから新規に予算計上するものでございます。19節負担金補助及び交付金7,000円の増額であり、職員研修参加負担金を増額するものでございます。

以上で赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に1,124万4,000円を加えて1,904万1,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に1,124万4,000円を加えて5,750万9,000円にしようとするものでございます。11節需用費で247万円の増額、これにつきましては各水道施設の修繕費が不足するための増額でございます。15節工事請負費で9万4,000円の新規計上、この新規計上につきましては昨年度から実施しております常盤簡易水道の給水バルーンが寿命を迎えたことから更新を行うための計上でございます。16節原材料で783万4,000円の増額、これにつきましては常盤専水、常盤簡水、都簡水のろ過材の3カ所分の材料費の増額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

6ページをごらんいただきたいと思います。2、歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に148万5,000円を加えて5,618万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に148万5,000円を加えて4,330万円にしようとするものでございます。これにつきましては、下水道施設の修繕費が不足するための増額でございます。アクアクリンセンター内にある曝気装置のインバーターが故障しているため手動運転をしており、それを解消するための修繕費でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第45号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第45号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

◎日程第15 認定第1号ないし日程第20 認定第6号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第15、認定第1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この際、日程第15、認定第1号から日程第20、認定第6号までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第15、認定第1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第20、認定第6号 平成30年

度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました認定第1号から第6号までの説明をさせていただきます。

なお、決算認定の説明につきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、まず認定第1号から参ります。認定第1号 平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度赤井川村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

それでは、1ページからご説明を申し上げます。1ページ、歳入からとなりますが、3ページ目をお開きください。3ページ目の合計欄のところでご説明を申し上げます。予算現額が23億9,373万4,494円、調定額23億2,239万3,680円、収入済額23億1,710万546円、不納欠損額95万2,474円、収入未済額434万660円、予算現額と収入済額との比較につきましては7,663万3,948円であります。

それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと思ひます。不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきますと思ひます。1款村税、1項村民税につきましては、不納欠損額は30件で73万4,174円、収入未済額につきましては延べで66件、259万3,562円。

2項固定資産税につきましては、不納欠損額6件で15万4,000円、収入未済額につきましては延べで49件、113万8,330円。

3軽自動車税につきましては、不納欠損額13件で5万5,600円、収入未済額につきましては延べで51件、40万5,300円。

5項特別土地保有税につきましては、収入未済額は6万3,700円でございます。

次に、2ページ目をお開きください。13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては住宅使用料の収入未済額が5万9,590円ですが、本年度8月には既に完納しております。

2項の手数料につきましては、不納欠損額が8,700円、収入未済額が4万900円で、ともに税の督促手数料でございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願ひたいと思ひます。歳出のほうですが、こちらも5ページ目の下段の歳出合計をごらんいただきたいと思ひます。予算現額23億9,373万4,494円、支出済額22億8,048万69円、翌年度繰越額1,472万4,720円、不用額9,852万9,705円、予算現額と支出済額の比較につきましては1億1,325万4,425円であります。

続いて、6ページをごらんいただきたいと思ひます。歳入歳出差し引き残額は3,662万477円、うち基金繰入額はゼロ円。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

次に、ちょっと飛びますけれども、59ページをごらんください。後ろから4枚目かな。こちらのほうに実質収支に関する調書が載っております。こちらを読み上げて説明させていただきます。歳入総額23億1,710万546円、歳出総額22億8,048万69円、歳入歳出差引額3,662万477円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は1,472万4,720円、実質収支額2,189万5,757円であります。

続いて、次のページ、60ページに移ります。ここからは、一般会計の財産に関する調書でございます。ここでは、移動箇所のための説明とさせていただきます。

それでは、61ページからご説明を申し上げます。1、公有財産、(1)、土地及び建物、公共用財産の建物のうち公営住宅で71平米の減、これは赤井川地区村営住宅解体工事によるものでございます。同じく公有財産の建物、その他の施設で66平米の増、これは道の駅あかいがわ多目的機能施設新築工事で114.63平米の増並びに固定資産台帳の点検、精査によるもので48.63平米の減でございます。続いて、宅地で132平米の増、これも固定資産台帳の点検、精査によるもので減となっております。続いて、原野で1万8,978平米の減、これは用地処理に伴いまして取得した7,108平米の増並びに売却により喪失した2万6,086平米の減によるものでございます。山林につきましては3万6,433平米の減、これも売却により喪失したものでございます。

続いて、次のページ、62ページに移ります。(2)、山林で面積の増減はさきに述べたとおりでございますが、立木の推定蓄積量につきましては585立米の減、これは主に台風被害等による立木整理事業によるものでございます。

次に、(7)、出資による権利のうち備荒資金組合超過納付金で653万2,576円の増、これは配分金でございます。計8件の決算年度末残高は13億2,297万7,827円となります。

続いて、次のページ、64ページに移ります。4、基金、財政調整基金で2万1,272円増、これは利子の増によるものでございます。公共施設整備基金で1億3,653万8,907円の増、これは新規積み立て1億3,600万並びに利子53万8,907円によるものでございます。土地開発基金で1,764円の増、これは利子の増によるものでございます。農産物価格安定基金で217万3,928円の増、これは新規積立金で212万並びに利子で5万3,928円によるものでございます。敬老福祉基金で14万円の増、これは新規積み立てでございます。村営住宅敷金基金で7万1,340円の減、村有住宅敷金基金で3万6,900円の減、寿住宅敷金基金で1万2,000円の減、これは入居者の転出によるものでございます。畑地かんがい排水施設管理基金で62万777円の増、これは新規積み立て57万1,914円並びに利子による4万8,863円の増でございます。それから、続いてさくら・もみじ基金で1,960万205円の増、これは新規積み立てで2,158万5,199円、利子で5,006円の増並びに事業費の繰入金で199万円の減によるものでございます。続いて、移住・定住支援事業基金で800万41円の増、これは新規積立金1,400万円、利子の41円の増並びに事業繰入金で600万円の減によるものでございます。以上、13基金合計で1億6,697万6,654円の増、決算年度末残高で14億6,780万7,264円となります。

一般会計については以上でございます。

次に、認定第2号 平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。まず、歳入ですが、こちらも下段の合計欄をごらんください。予算現額1,794万8,000円、調定額1,749万4,224円、収入済額1,749万4,224円、予算現額と収入済額との比較45万3,776円であります。

次に、歳出です。こちらも合計欄をごらんいただきたいと思います。予算現額1,794万8,000円、支出済額1,749万4,198円、不用額45万3,802円、予算現額と支出済額との比較も同額の45万3,802円でございます。

続いて、3ページをごらんください。歳入歳出差し引き残高が26円、うち基金繰入金はゼロ円。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

続けて、9ページをごらんいただきたいと思います。一番最後のページです。実質収支に関する調書です。歳入総額1,749万4,224円、歳出総額1,749万4,198円、歳入歳出差引額26円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額はゼロ円、実質収支額26円でありませぬ。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

次に、認定第3号 平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

1ページ目をお開き願いたいと思います。こちらも歳入の一番下の合計欄をごらんください。予算現額4,999万8,000円、調定額5,308万7,561円、収入済額4,777万361円、不納欠損額121万8,300円、収入未済額409万8,900円、予算現額と収入済額との比較222万7,639円であります。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1、国民健康保険税、1項国民健康保険税につきましては不納欠損額は14件で121万5,600円、収入未済額につきましては延べ66件で408万6,500円。

2款使用料及び手数料、1項の手数料につきましては不納欠損額が2,700円、収入未済額が1万2,400円で、ともに督促手数料でございます。

次に、2ページの歳出をごらんいただきたいと思います。こちらも合計欄の説明を申し上げます。予算現額で4,999万8,000円、支出済額4,364万309円、不用額635万7,691円、予算現額と支出済額との比較も同額の635万7,691円であります。

続いて、3ページに移ります。歳入歳出差し引き残高413万52円、うち基金繰入額ゼロ円。
令和元年9月12日提出、赤井川村長。

続いて、13ページをお開き願いたいと思います。後ろから2枚目になります。実質収支に関する調書です。歳入総額4,777万361円、歳出総額4,364万309円、歳入歳出差引額413万52円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額はゼロ円、実質収支額413万52円でございます。

続いて、次の14ページをごらんいただきたいと思います。国民健康保険特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも移動があったもののみ説明をさせていただきます。下段、4、基金、財政調整基金1,047円の増、これは利子の増によるものでございます。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に、認定第4号 平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目をお開きください。こちらも歳入の合計欄でご説明を申し上げます。予算現額5,484万4,000円、調定額5,323万1,573円、収入済額5,323万1,573円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額もゼロ円、予算現額と収入済額との比較では161万2,427円でございます。

続いて、2ページ目の歳出に移ります。こちらも合計欄をごらんください。予算現額5,484万4,000円、支出済額5,323万1,394円、不用額161万2,602円、予算現額と支出済額との比較も同額の161万2,606円でございます。

続いて、3ページの歳入歳出差し引き残高が179円、うち基金繰入額はゼロ円。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

続いて、11ページをお開き願いたいと思います。後ろから2枚目です。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,323万1,573円、歳出総額5,323万1,394円、歳入歳出差引額で179円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額179円でございます。

次の14ページをごらんいただきたいと思います。介護保険事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらの移動はございませんでした。

以上で介護保険サービス事業特別会計を終わらせていただきます。

次に、認定第5号 平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

これもまた1ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入ですが、こちらも下段でご説明を申し上げます。予算現額8,319万9,000円、調定額8,240万932円、収入済額8,233万1,452円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額6万9,480円、予算現額と収入済額との比較86万7,548円でございます。

それでは、収入未済額の説明をさせていただきます。1款事業収入、1項使用料につきましては、収入未済額は延べ2件で6万9,480円でございます。

次に、2ページ目をお開きいただきたいと思います。歳出でございます。こちらも合計欄をごらんください。予算現額8,319万9,000円、支出済額8,233万1,247円、不用額86万7,753円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

続いて、3ページでございます。歳入歳出差し引き残高205円、うち基金繰入額ゼロ円。令和元年9月12日提出、赤井川村長。

続いて、9ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額8,233万1,452円、歳出総額8,233万1,247円、歳入歳出差引額205円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額についてはゼロ円、実質収支額205円でございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。簡易水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも移動があったもののみ説明をさせていただきます。10ページの右側の下段、配水管で87メートル増、こちらは富田線改良工事に伴う布設がえ260メートルと町内東線87メートルの新設によるものでございます。

次に、11ページの中段になります。配水管の増減はありませんが、国道393号常盤地区の老朽化による布設がえを1,230メートル行い、その際管の口径を変更を行っております。

簡易水道事業特別会計につきましては以上でございます。

最後に、認定第6号 平成30年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

こちらも1ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入ですが、下段の合計欄をごらんください。予算現額6,395万4,000円、調定額6,301万9,649円、収入済額6,301万9,649円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較934万351円でございます。

次に、2ページ目の歳出に移ります。こちらも合計欄でご説明を申し上げます。予算現額6,395万4,000円、支出済額6,301万8,789円、不用額93万5,211円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

続いて、3ページに移ります。歳入歳出差し引き残高860円、うち基金繰入額はゼロ円。令和元年9月12日提出、赤井川村長。

続いて、9ページをお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,301万9,649円、歳出総額6,301万8,789円、歳入歳出差引額が860円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額860円でございます。

次に、10ページ目をお開きいただきたいと思います。下水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらにも移動があったもののみ説明をさせていただきます。右側下段、下水道管45メートルの増、こちらは町内東線の新設によるものでございます。

下水道事業特別会計につきましては以上で終わります。

ただいま平成30年度6会計の決算認定の説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、平成30年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の報告を求めます。

大西代表監査委員。

○代表監査委員（大西敏典君） 平成30年度各会計の決算並びに基金及び資金の運用状況について意見報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により赤井川村長より提出のありました平成30年度赤井川村一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計について、8月26日から28日に湯澤監査委員並びに事務局書記と監査を実施しましたので、報告いたします。

歳入については、各会計において予算現額、調定額、収入済額、収入未済額等について予算書並びに歳入内訳簿、収入命令簿、収入伝票により審査し、歳出については歳出内訳簿、支出証書等により審査し、各項目ごとに計数を照合し、事業内容を確認した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

なお、一般会計においては平成29年度決算額では実質単年度収支が1億9,000万円の赤字、そのうち1億7,600万円が財政調整基金を取り崩し、平成30年度では2億2,100万円の赤字、そのうち1億5,300万円が財政調整基金を取り崩し、財源の充当を行っており、毎年度非常に厳しい会計運営であることから、一層の経常経費等の削減に努めていただきたい。

また、村民税、固定資産税、国保税等の収入未済額については一層の徴収努力をしていただきたい。

次に、地方自治法第241条第5項の規定による基金及び資金の運用状況については、各台帳、関係諸帳簿により審査の結果、適正に処理され、相違ないことを確認しました。今後とも各種基金の目的に沿った適切な管理運用に努めていただきたい。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による平成30年度財政健全化審査、経営健全化審査については、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、平成30年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の意見報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号につきましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号につきましては、決算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第21 同意案第5号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第21、同意案第5号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、赤井川村の固定資産評価審査委員会委員の同意案についてご説明をさせていただきます。

同意案第5号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、青木清次、(生年月日)、(住所)、でございます。

1枚おめくりいただきまして、略歴表でございます。(略歴)、新任期につきましては令和元年9月29日から令和4年の9月28日までの3年間でございます。(略歴)参考としまして、現在も固定資産の評価審査委員としてご活躍いただいております。平成28年の9月29日から令和元年の9月28日までの3年間ということでお引き受けいただいております。

青木清次さんにつきましては、農業に従事しておる方なのですけれども、誠実でなかなかいろんなことに精通している方だということで、今までも委員としてご活躍いただいておりますので、引き続き青木さんに評価審査委員をお引き受けいただきたいということで同意案を提出させていただきました。よろしくご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論についても省略いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第5号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第5号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第5号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

◎日程第22 同意案第6号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第22、同意案第6号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、説明させていただきます。

同意案第6号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、小林美香、（生 年 月 日）、（住 所）でございます。

おめくりいただきまして、略歴表のご説明をさせていただきます。（略 歴）

新任期につきましては令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間でございます。

（略 歴）主な公職歴、社会活動歴としましては、赤井川村の教育委員会委員としての保護者委員として平成27年10月から現在まで引き受けて活動をしていただいております。

小林さんにつきましては、今回同意をいただくと2期目ということになりますけれども、保護者委員としてPTA、保護者の皆様からの信頼も厚く、委員会の中でもきちんとした発言もしていただき、きちっとした活動をしていただいておりますので、本件につきまし

てご同意いただき、引き続き保護者委員としてご活躍いただきたいと思いますので、よろしくご同意のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第6号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第6号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第6号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第23 同意案第7号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第23、同意案第7号 赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

同意案第7号 赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月12日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名、根井朗夫、(生年月日)、(住所)でございます。

1ページおめくりいただきまして、略歴表をご説明いたします。(略歴)
新任期につきましては令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間でございます。
(略歴)平成31年4月より赤井川村教育委員会教育長としてご活躍いただいております。

根井朗夫さんにつきましては、長年教職につきまして教育についても明るく、また赤井川村での教育委員会、また学校での、現場での教員履歴もありまして、赤井川村のことに
もなかなか精通している方でございます。ぜひご同意いただき、2期目の教育長としての
職務につかせていただければというふうに思っておりますので、ご同意のほうをよろしく
お願いいたします。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第7号 赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めること
についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第7号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第7号 赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めること
については、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

根井教育長に申し上げます。ただいまの同意案につきましては、同意されましたことを
報告申し上げます。

ここで教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（根井朗夫君） 推薦いただきました馬場村長並びに同意いただきました議員の皆様、まことにありがとうございます。

来年度から新しい学習指導要領が本格実施されますとともに、それに伴いまして新しい教科書も採択されたところではありますが、今まさに教育には変化に対応した教育が求められています。村長の公約であります生きる力を育むコミュニティースクールの実現や新たな時代に対応した外国語教育、ICT教育の充実に力を尽くしてまいりたいと存じます。皆様のご支援、ご指導を賜りながら努力してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） この後の予定、一般質問になるわけでございますけれども、ちょっと休憩して始めてもあれなので、これで昼食休憩に入ります。

午前 11時27分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第24 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第24、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 質問いたします。

まず、新規就農者支援に関して質問いたします。国の支援制度の一つに農業次世代人材投資資金制度があります。この制度には、準備型と経営開始型の2つがありますが、現在赤井川村で受給されているのは経営開始型のみで、農業者となることを目指し、実習中の方々がおられるにもかかわらず、準備型の交付を受けている方はいらっしゃいません。研修中の生活資金への不安は、就農を希望する方々にとって一歩踏み出す上での大きなハードルとなります。研修生が農協の臨時職員として雇用されるケースは、賃金が支払われるため制度の対象となりませんが、定員もあり、希望者の全てを採用することはできません。個別の農家で研修を受ける場合には、村の営農実習支援事業で受け入れ農家への支援が行われていますが、準備型にかわるような内容ではありません。今年度から準備型の支給要件は厳しくなり、対象は原則農業大学校など公的な機関での研修のみとなってしまったそうです。赤井川村で準備型を受給できるようにするためには、村が独自のプログラムをつくるなどして研修体制を整え、その中に各農家を位置づけ、申請するという方法もあるの

ではないでしょうか。それが難しい場合、村として独自の支援策も必要ではないでしょうか。

2番目で、村では堆肥の購入やハウス導入費用の補助など農業振興のため、さまざまな事業が行われていますが、対象者が農業者や新規就農者と設定されてしまっているため、研修生が就農準備のために利用したいと考えても対象とはならない制度となっています。実際に就農してから土づくりやハウスの準備というのはあり得ず、せっかくの補助事業が有効に活用されるためにも就農準備期間も対象となるよう要件を緩和してはいかがでしょうか。また、就農後何年以内と期間が限定される事業については、対象者がタイミングを逃してしまわないよう制度の周知や相談体制の充実も必要と感じます。

3、新規就農者を積極的に受け入れることは、産業振興のみならず、地域コミュニティの担い手確保、人口減少対策にもつながります。営農環境だけではなく、暮らしを営んでいく上での住宅、保育施設、学校、医療といった生活インフラの整備も同時に取り組まねば自治体として自信を持って就農希望者を受け入れられないのではないかと感じます。私が聞き取った中では、住宅確保の難しさ、ゼロから2歳児までの子供の保育施設が必要であるとの声が大きく聞かれました。

以上3点について、村長のお考えをお聞かせください。

2点目です。高校生への支援に関してです。馬場村長の選挙時のマニフェストでは、子供たちの成長を地域みんなで支えることが目標に掲げられ、高校へ通う子供たちを支えますとうたわれています。また、5月の初議会での所信表明演説においても高校生を持つ保護者の支援については先行自治体を参考に実現に向けて取り組みたい旨の発言があったと記憶しております。赤井川村の子育て支援は、幼少期から義務教育期間に手厚いものの、中学校卒業とともに立ち消えてしまうような印象がありました。申し上げるまでもなく、子育てにおいて出費がかさむのは、むしろ義務教育の終了後からであり、高校生への支援は待ち望んでいる方も大変多いのではないかと感じます。村長のマニフェストの中でも子育て中の皆さんの関心、期待が高いテーマだと思しますので、現在具体的にどのような事業を検討されているのか、当事者である子供たち、保護者へのヒアリングなどを行われる予定はあるのかなど進捗状況と今後のスケジュールについてお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長の答弁を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員のご質問に対してお答えしたいと思います。

まずは、新規就農者支援に関してでございます。1点目の赤井川村で準備型を受給できるよう独自のプログラムをつくるなどして研修体制を整え、その中に各農家を位置づけ、申請するという方法をとるか、村として独自の支援策も必要ではないかという質問にお答えいたします。

農業次世代人材投資資金は、平成24年度から事業化されており、年間150万円を基本に準

備型は2年間、経営開始型は5年間給付されるものです。現在まで村内では、経営開始型は9件、準備型は過去に1件給付されております。議員がおっしゃられる準備型の給付に関しましては、以前から給付要件に年間を通じた研修メニューと研修時間に関する要件があり、当村では主に冬期間の座学を中心とする研修内容が要件をクリアできないなどの要因で現在は申請していません。その代替措置ではありませんが、農協の臨時職員として各生産部会で農業研修を行って賃金を支払う研修形態が平成27年度から始まっています。研修希望者が相談の際には、JA研修あるいは個別農家研修の選択は研修生の状況に応じて決定しており、研修概要と同時に村が準備型を活用していない理由も事前に説明しております。

農業次世代人材投資資金に関しては、就農準備中の研修離脱や営農後の離農の場合は受給した給付金は返還しなければならず、リスクが生じます。現在村の受給者で2年以内に離農したケースはありませんが、他の地域では返金問題が生じている案件も発生していると承知しています。また、準備型は先進的営農技術を有する農家から就農に必要な技術を習得するための研修に対する支援ですが、交付を受ける研修者は農業研修に従事している間は農作業等にかかわる賃金などは受けることができません。

今年度準備型の認定要件の見直しがあり、従来受け入れ農家との間では雇用関係が生じない、給与支払いや雇用保険加入が生じないなど不安定な研修状況を生じさせておりましたが、これを改善するため、研修生がより安定した身分で研修に専念できるよう農業法人などで雇用される農の雇用事業で賃金を支払う支援方法がメインとなりました。そのほか市町村の研修機関でプログラムを作成して研修を行うことも準備型の給付要件として認められていますが、年間、月間の研修実施体制、研修時間、研修内容、健康、安全管理などの認定基準があります。

当村の状況に照らし合わせ、大前提である研修とその間の生活を考えた場合、JA研修であれば年間180万円前後の賃金のほか、社会保険、雇用保険など社会保障制度も措置されており、研修中年間150万円の準備型の給付金受給や農の雇用による措置と比較しても遜色のないものと考えており、JA研修に関しましては今後もJAの協力を得ながら村独自の対応として継続したいと考えております。

なお、個別農家研修でも冬期間に座学等の研修の傍ら農業以外の仕事に従事することは就農後の実生活にも関連することから、決して無駄なことではないと考えておりますので、準備型の活用は現在のところ考えておりません。ただ、新規就農受け入れに関しましては制度が条例化されて以降、20年余りで20戸以上の就農実績がありますが、現行の受け入れ制度のあり方を踏まえて関係機関とも相談しながら、農業者の高齢化による受け入れ先農家確保などの課題も見据えながら、当村に合った新規就農者支援策を検討、検証しながら今後も新規就農支援策を推進していきたいと考えております。

2点目の農業振興対策の利用についての質問にお答えします。新規就農者イコール農業者と認定されて初めて各種補助事業の対象となり、事業メニューの中には新規就農者用ハ

ウス導入事業のように既存農業者と区別している事業もあります。現在の新規就農研修は、まず2年間の研修で就農のために必要な技術、知識をある程度修得してもらう。そのため、研修期間中に就農に至るまでの必要な支援を行っています。就農後は、営農の継続と経営安定が図られるよう村の生産振興全般の施策を活用して目指す農業に取り組んでいただくというものです。このため、次年度営農前提で研修期間中に既存補助事業を仮に活用した場合、研修の結果、就農に至らなかったなどの事態も想定されることから、十分な話し合いや慎重な議論が必要と考えます。

議員がおっしゃられるとおり、研修後スムーズに営農するための前提として、農地選定から就農に至るまでの事前準備は、その後の経営を左右する大切な過程です。現在関係機関、特に農業委員会で新規就農者が初年目の営農を円滑に開始できるよう、研修目的での農地活用方法や就農に向けたより実践的な研修方法、研修、就農後の支援方策なども話し合われていると聞いておりますことから、関係機関、地域農業者のご意見も踏まえながら、先ほど回答した件と重複しますが、さまざまな観点から具体的な新規就農支援策、農業振興対策を検討して必要とされる施策を重点的に取り進めたいと考えております。

3点目の新規就農希望者が赤井川村へ転入しても安心して暮らせる施策についての質問にお答えします。現在取り組んでいる移住定住施策や子育て支援策は、村民で対象要件を満たせば誰でも対象になる施策のため、特に新規就農者に限定した暮らしに関する施策は考えておりません。保育所のゼロ歳児の件についても以前から説明しているとおりであり、現時点で諸条件をクリアさせ、方向転換することは考えておりません。ただし、移住定住住宅支援に関しては、今後施策の見直しを議会の皆様にも相談したいと考えておりますので、村としての考え方がまとまりましたら、改めてご相談したいと考えております。

次に、高校へ通う子供たちを支えるとした私の施策の考え方についてお答えいたします。高校へ通学する子供たちへの支援としては、現在余市までの通学定期代を一般住民と同様に半額助成しています。しかし、赤井川中学校を卒業する子供たちの多くは、余市の高校に限らず、小樽を中心に自分の希望を実現させるため全道広範囲の高校へ入学しているケースが多く、今現在遠くは稚内、帯広、音威子府等で学んでいる子供もいます。また、交通機関の接続時間の問題や遠隔地での下宿などの関係から、多くの高校生は現在村が行っている施策の交通費助成の支援を受けられていない状況もあります。さらに、子供が高校生になるのを機会に村外へ移住してしまうケースも少なからず見られ、高校通学への負担は転出要因の一つにもなっております。

このため、管内町村の高校生に対する支援策を調査したところ、2つの町で交通費と下宿代を対象としている場合がありますが、ほとんどが公共交通機関の利用に対する交通費の支援で、ある程度公共交通の便がよい地域で公共交通を使って自宅から高校へ通える条件を持つ6町村と高校存続の施策の一環として他町村から通ってくる生徒も対象とした交通費の支援策が8町村あり、後志管内では赤井川村も含め15町村で交通費を中心とした支援が行われております。

ただ、赤井川村は先にも述べたとおり、公共交通機関を利用する条件がよくないことから、実質的に恩恵を受ける子供が少ない状況にあります。このような状況を踏まえ、私としては高校生を対象とした村独自の児童手当として制度設計をしたいと考えており、一定の条件のもと赤井川村に保護者が在住する高校生全てに支援が行き渡るようにしたいと考えております。支援対象の明確化、金額、財源確保などを含め、詳細についてはまだまだ内部で検討する必要がありますが、年内に村としての考え方を整理し、議会の皆様にもご相談させていただき、来年度4月実施を目指したいと考えております。

以上でご質問のお答えを終了いたします。

○議長（岩井英明君） ただいまの村長の答弁に際し、再質問並びに質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、1件目の新規就農者支援に関してです。

村長がかわられてから、特に産業課の皆さんの動き方というか、農家にみずから出て行って話を聞くような姿勢というのが変化があったなというのは1農家として大変感じているところでありますし、ぜひこうしたよい流れ、変化を大きく展開していただければいいなと思っております。あと、ホームページのほうにも新規就農、赤井川農家道といったタイトルで新規就農者の紹介や、あとそれを通じて赤井川の農業の紹介など積極的に発信しているところも最近の変化かなと感じております。

その上で村長の回答について再質問ですが、まず1点目の準備型の給付に関してですが、現在3人の研修生の方がいらっしゃって、1人がこのJAの研修制度を活用しており、もう2名の方は個別の農家に入られていると思います。答弁の中で、JA研修あるいは個別農家研修の選択は研修生の状況に応じて決定とありますが、そもそも定員が2名であると考えてもう一人の方、例えば3名いたときには1人の方はどうしても個別の農家を探さなければならないという状況になりますし、また聞き取ったところでは農家さんで働いて、冬バイトしてもこの準備型の150万円に収入が届かない、だからできればこの制度を活用したいという声もありましたので、その辺どのような条件に基づいてJA研修あるいは個別農家の選択がされているのかという点と、この中に市町村の研修機関がプログラムを策定して、認定基準を満たせば基準型も給付できるというくだりもありますが、村が独自にその認定基準なり、あとは研修内容、要件を満たすような研修内容をつくれば、例えば研修生が2名、3名以上いた場合にでもそういう個別農家で研修しながら準備型の給付を受けるといったことも可能ではないかと考えるのですが、これからどんどん研修生が入っていただかないと、高齢化に伴って離農する方もふえていくと思います。研修生を毎年2名という目安はありますけれども、希望者がいた場合、より多くの方を受け入れていく受け皿をつくっていくためにもやはり村独自で対応を考えてもよいのではないかと、この点についてどうお考えか質問いたします。

あと、2点目の農協振興対策の利用について、質問の中で研修終了後、就農後いろんな

事業があっても制度の周知や相談体制が足りないためにタイミングを逃してしまうことがないようにという質問をしたのですが、研修後の相談体制や、あとアバックアップの体制、フォローアップの体制、どのようにとられているのかという点について質問いたします。

あと、3点目の生活インフラに関してですけれども、移住定住の住宅支援については今後施策の見直しを議会の皆様にも相談して考えておりますというくだりがありましたけれども、何回か議会の中でも意見として出た中古住宅に対する改修の支援について、今は新築だけに助成金出ているけれども、新規で入られる方、特に居抜きで入られる方はやはり古い住宅をそのまま利用することができなくて、その改修についてやはり支援があれば助かるという方も多いですし、また農業者だけでなく村外から転入してくる方もやはり赤井川村は賃貸の物件も少ないですし、空き家になっている家を借りて住むにしてもやはり改修しないと住めないという現状もありますので、この中古住宅に対する支援についてどうお考えかお聞かせください。

あと、次です。高校生への支援に関して、平成28年に赤中のPTAの皆さんが高校通学アンケートというのをやっております。その中でも通学費の負担の大きさというのは挙げられておりますが、もう一点、公共交通自体の不便さというのもやはり多くの声が上げられております。馬場村長の答弁の中にも公共交通の利用する条件がよくないということで、現状を把握されているのだなと思うのですけれども、先ほど会議の中でも公共交通会議について条例案が出ましたけれども、その公共交通会議の中で高校生の通学の利便性ということについてやはり取り上げてほしいなと思います。その点について、どのような認識をお持ちかお聞かせいただきたいのと、あと質問の中で当事者である生徒、子供たちや保護者の方へのヒアリングなどの予定はあるかという質問をしたのですけれども、それに対する回答も加えてお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） たくさんご質問をありがとうございます。

それでは、まず1点目から。新規就農の研修の関係なのですけれども、JAでは2人、あとは個人農家という定員があつてというご質問ですけれども、実際20年ぐらい前に新規就農対策を始めたときに僕はちょうど担当をしていて、今の条例をつくったりだとか、いろんなことをやりました。長い間そういうのにかかわってきましたけれども、実質的にやっぱり今議員が言われるようにどんどん多く受け入れる、どんどん入れていかないと高齢化が進むということは現実的にはあるのですけれども、受け入れる側としてやはり農家さんの協力を得たりだとか、要するに技術的なもの、営農技術的なものというのはやっぱり専門機関の、この辺でいえば普及センターだとか、道の機関の協力を得たりだとかということをやっけていかなければならないというようなことで、以前から定員としては最大でもやっぱり2人から3人、いつとき4人ぐらい一遍に受け入れた時期もあつたのですけれども、やはりなかなか支援をしていくという部分でいろんな相談に乗ったりだとか、受け入

れ先の農家、研修先の農家を要するにきちんと確保していくというのがやっぱり難しいと、今の現状というか、その当時も含めて。それから、高齢化も進んで、なかなか技術的にきちんと研修を受ける、労働者として扱うのではなくて、きちんと研修を受けて指導してくれるというやっぱり農家さんを理解をもらって進めなければならないというようなことがあるものですから、なかなかやっぱりたくさん一遍に受けられないというのがこれまた現実的な状態ではあるのです。今もそれは変わっていないと思います。ですから、今現在3人、研修されていますけれども、大体今の3人ぐらいが今の受け入れの中ではちょうどやっぱり限界なのかな、相談を受ける部分にしてもそのぐらいが限界なのかなというふうには感じています。

そういったことを踏まえて、担当のほうから話を聞いていますと、今いる3人もいろいろ希望を聞いて、ではどっちの研修をとるか、準備型というのものもあるのだけれども、こういう事情で途中でやめてしまったりするとお金を返さなければならないとか、そういったデメリットの部分もきちんと説明をして、だから今こういう研修体制、この2つのパターンのどっちかをということでお話をさせてもらって今に至っていると。途中でいろいろ説明の関係、理解の関係で片方のほうのJAに行ったり、個人のほうにちょっと途中から移ったりみたいな何か議論はあったみたいですがけれども、結論としてはそういったきちんと話を、相談をした中で進めているというふうに向っておりますので、先ほど前段で言った受け入れの大体定員どのぐらいという人数からいっても今の2パターンの研修、準備型というものを入れるのではなく、今の形で受け入れを継続しながら、今後先ほど申しましたようにまた新たな、もう20年以上たっていますので、また新たな村独自のというものも検討、検証しながらやっぱり今後も進めていかなければならないかなというふうには考えております。

という意味で、市町村のプログラムを独自につくってはというお話ですがけれども、ここも先ほど言ったみたいに結局専門的な知識を持つきちんとした体制をとらないとならないということで、大きな町だとか、大きな市町村ではやっぱりそういう人材をきちんと抱えてやっているという研修施設も町村で持っているところもございます。ただ、うちの規模でいくと、なかなか職員をそこに配置して技術的な部分をやっていくということは非常に難しい部分もあって、ですからこそ協力していただける農家の皆さんにいろいろ後継者をつくるという意味でも協力をいただいていると。ただ、何でもかんでも農家の皆さんにお願いしてしまうというわけにもいかないものですから、どうしても話は戻りますけれども、ある程度の一定の定員の中できちんと相談に乗りながらやっていくということを今のところ継続していくしかないかなというふうには考えてございます。

あと、2番目の相談体制ですがけれども、直接的に僕も今まだ4月から村長になったばかりで見えてはいませんが、以前役場にいた時代にはやっぱり新規就農の研修を受けられている方が結構役場のほうにご相談に来られて、いろんな資金のことだとか、就農後のことだとかという格好でやっていますので、そこには普及センターも入ったりだとか、あ

と新規就農者の方だけで研修会をやったりだとか、普及センターのほうで指導をしてもらうだとかということをやっていますので、そういう意味では何か相談の窓口がないということはありませんので、いつでも来ていただいて結構かなど。当然そこにはJAも入りま
すし、関係機関がやっぱりきちんと対応しているというふうに僕は去年までの状況では見ていましたので、そういうことは継続していきたいなというふうに考えてございます。

あと、移住定住の関係ですけれども、この件については先ほど言われた部分について以前から住民の方からもそんな声が聞こえてきますし、議会の中でもそういう話が出ていたかなというふうに記憶してございます。私としてもそこら辺の部分も検討を加えながら、今どうなのだとおっしゃられても制度設計的なものをまだやっていませんので、ここでこういうふうにやりたいです、こういうふうにやりたいですというふうに言ってもその後きちんとしたバックボーンがないとちょっとなかなか言えない部分があるので、ちょっと発言は控えさせてもらいますけれども、そういった今までに出ていたような話をきちんと考慮した上で見直しはしていきたいなというふうに考えておりますので、この件についてはある程度制度設計、整理がついたら1度議会の皆様にご相談した上でご意見を伺って新たな制度としてスタートできればなというふうに考えてございます。

あと、高校生の部分で支援の関係ですけれども、公共交通会議を立ち上げるということは、先ほど条例の中での質問の中で総務課長も答えておりましたけれども、やっぱり高校生の保護者だとかなんかも委員さんに入れておりますので、今現状使っている方々の意見もきちんと踏まえながら協議をしていって、その中で対応をいろいろ考えていかなければならないかなというふうに考えておりますので、保護者意見はそこできちんと反映されるかなというふうに考えてございます。

あと、生徒、保護者のアンケートをとる必要があるのかというような、つもりはあるのかということですが、意見を聞く場は公共交通会議の中で今言ったように保護者も入れていきますので、そういった部分で声が聞こえてくるかなと思っております。ただ、交通会議の中で住民に対するアンケートをとるような話ももしかしたら出るかもしれませんが、そうなれば、それは会議の中できちんと話し合われて進めていく内容だと思いますので、その会議の経過を見ながらそこら辺は対応していきたいなと。ただ、交通会議を無視して村独自で何か調査をするということは今のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、4点についてお答えさせていただきます。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。再々質問。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 最初の新規就農者の研修のプログラムというお話ですが、市町村独自でプログラムなどをつくっていくのは専門的な職員の配置など小さい町村には難しいという趣旨のお答えだったと思うのですが、ただ小さいからできないのではなく、やはりそういう研修プログラムをつくるだとか、そういう課題を通して職員を育て

る機会にもまたなるかと思いますので、ぜひ農政に明るい職員の方々をふやしていくためにもこれから新規就農者支援策は今後また検討、検証しながらというお話でしたので、そうした職員さんを育てるという視点からもぜひ前向きに取り組んでほしいと思います。

以上です。済みません。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 言うはやすしで、以前もやっぱり独自のプログラムを持ってやっていた時期もあるのです。それは、やっぱり職員がそこに対応を全部できない部分があるものですから、やっぱり研究機関だとか、道の機関だとか、道の普及センターだとかにお願いして冬期間の研修をやったりだとかという独自のプログラムを持つ研修システムを持つたりもした時期もありました。ただ、やっぱり全てにおんぶにだっこになってしまうものですから、なかなか毎月毎月、月に2回だとかというようなことをやっていくというのもちょっと相手もあってなかなか難しいということで、ちょっと今現在継続してできていないという実態はあるのですけれども、そういった部分で独自のプログラムがなかなかつくりづらいという部分はあります、実態として。ただ、今議員がおっしゃるように職員を育てるという意味では、先ほど言っていたとおり、とにかく現場に出なさいと。作物のことなんかも含めて、ちょっと話ずれるかもしれないけれども、この間作況調査なんかに行くと、うちの若い職員なんか結構お米のことをいろいろ勉強していて、若い職員が自分がやっているとき、こんなに勉強したかなというぐらいまでやっぱり勉強している子もいますので、議員が言われるように職員を育てるという観点でどんどんやっぱりこれからは現場に出していきたいし、農家さんの話をいろいろ聞かせていただきながら、新規就農という部分も含めてですけれども、農政全般について、農業政策全般について今必要とされるものをやっぱりきちんと我々も考えて対策をとっていかなければならないかなというふうに考えておりますので、その辺はまたいろいろとご意見も伺いながら進めたいと思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

続きまして、辻康君。

○3番（辻 康君） 辻康でございますけれども、1年生でございますので、何分よろしくお願い申し上げます。

まず、発言を通告してございます情報公開条例についてお尋ね申し上げます。6月定例会の湯澤議員の一般質問に対する答弁で、立候補したときに示した4つの目標と16の項目は公約であると村長はお述べになっております。まず、村政の見える化を進める情報公開条例を見直すは公約であったと理解してよいのかを改めてご確認いたします。

また、6月定例会で能登議員の質問に対し、今は現行の情報公開条例について再度確認、勉強したところ、現段階では必要がないと考えるに至ったと述べております。それでは、立候補したときのあえて言わせていただければ、確認、勉強していない時点では何につい

て改正の必要があると考えていたのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、条例は基本的な憲法みたいなもの、基本的なことが書いてあるだけとお答えですが、その基本的なことについてお伺いいたします。

条例の第1章、総則、第1条、目的には村の保有する情報の開示を求める権利と表現しているのみです。村の保有する情報は、村民の財産であり、村民には当然それを知る権利があります。求められて開示するものではなく、積極的に情報を提供するという姿勢と理念に欠け、村民の知る権利を保障するという表現に欠けるとは思います、いかがお考えでしょうか。

次に、条例第5条、請求権者についてご質問いたします。本条例は、請求権者を村内関係者に絞り、第5号でも村の行政に利害関係を有する者と限定しております。他町村の条例を見ると、何人も実施機関に対し請求できる、あるいは住民でなくとも情報を適正に使用する者には提供できるとする自治体が多いと思いますが、いかが考えるでしょうか。

次に、村長の公約でもある未来志向型産業実現につながるという観点から、新しい地域資源の有効活用についてということでご質問申し上げます。平成25年から明治の奥、阿女鱒岳地域において地熱発電所建設に向け、大規模なボーリング調査が行われました。現地は、昔から冬でも雪の解けている場所があり、地温の高いことを知られていましたが、過去NEDOのボーリング調査、そして今回の6年にわたるボーリング調査により地下には有望な地熱の存在されたことが確認されたと聞いております。

私は、この地熱は赤井川村にとって、まさに新しい地域資源であると考えます。この調査開発は、電力のFIT買い取り制度による地熱発電を目的として行われたものですが、その地熱を新しい地域資源と考えたとき、熱水を利用した暖房と現地に豊富にある積雪を利用した冷房、これら自然エネルギーを使用する通年型の植物工場の建設など、赤井川村の新しい産業の創出と雇用の増に大いに利用できるものと思います。しかし、有望な地熱資源の存在が確認されたものの、民間事業としては採算ベースに乗せるのは難しく、調査が停滞していると聞いております。赤井川村にある有望な地熱資源を早期に開発し、有効利用により先に述べた新しい産業を創出し、本村の発展につなげるため、この地熱発電計画に赤井川村が関与することにより国の有利な補助金を利用した開発を進めることができるとは思います、村長のお考えをお聞かせください。

また、経済産業省の補助事業にエネルギー構造高度化・転換理解促進事業があります。後志管内でもニセコ、倶知安、岩内、神恵内、寿都、蘭越、泊等の町村が採択されており、複数年度にわたって事業を展開する町村もあります。今年度はお隣、北後志の古平町も採択されております。

赤井川村、出光興産、三井住友建設で再生可能エネルギー全般の検討について協力し合う包括連携協定が結ばれたと聞いております。民間事業者とも協力してこの補助事業を利用し、地熱資源の事業化の調査を行うことで村長の公約でもある未来志向型産業の実現に

もつながると考えますが、ご意見をお聞かせください。

最後のご質問でありますけれども、村長の公約でもある未来志向型産業実現にも関係しますが、地域産業育成への行政のかかわり方についてご質問いたします。村長の公約に6次産業化を目指す取り組みを支援するとあります。6次産業化とは、農産物を加工、販売し、付加価値を高めることと考えますが、当然のこととして売ることの難しさが指摘されています。どのようにしてつくったものを売るか、どのようにして売れる商品をつくるか、鶏が先か卵が先かの論議に似ておりますが、私はどのようにして売れる商品をつくるかが重要だと考えます。

村長は、公約で努力を支援する、取り組みを支援すると述べていますが、具体的な中身が見えず、人ごとのように感じられるのは私だけでしょうか。売るためには、商品を開発し、その商品に対する市場調査を繰り返して行い、売れる商品をつくり上げていく必要があると考えます。農産物があるから、何とかその付加価値を上げたいという生産者の思いだけでは6次産業化は難しいと思います。

6次産業化の必要性は繰り返し言われており、今もそれは変わらないと考えます。しかし、今の赤井川村の現状を考えたとき、個々の希望に対し、支援しますよ、補助金をつけましょうでは成功は困難であると思っております。今の赤井川村、そして将来の赤井川村にとって本当に6次産業化が必要と考えるならば、行政が先頭に立って販売をも含めた戦略を立案すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、ご意見をお聞かせください。

村長は、未来志向型産業を実現する生産者の努力を支援するとも述べていますが、未来志向型産業の中身がわかりません。もう少し具体的にお示してください。

いずれにしても、今のままでよいと考える村民は少ないと思っております。未来志向型産業の実現、6次産業化を推進するために行政を含め、村内の全産業、外部有識者等を含めた仮称戦略会議の設置を提案いたしますが、ご意見をお聞かせください。

最後に、蛇足で受け売りでございますけれども、ダーウィンはその著書「種の起源」の中で、最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残るのは変化に対応できる者であるということを述べているそうでございます。新しく村長になられた若い馬場村長が先頭に立って、変化する村づくりを推進することを期待して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいまいただきました辻議員の質問に対してご答弁させていただきます。

まず、情報公開条例の関係でございます。まず、1点目は、私が村長に立候補した際の村政の見える化を進めるため、情報公開条例を見直すと言ったのは公約なのかというご質問にお答えします。私が選挙の際に掲げた4つの目標と16項目から成るマニフェストとしたものは、私が村政を進める上で実現したい施策の基本方針、目標としたもので、実現させたい公約であると考えていただきたいと思います。

2点目は、勉強していない時点では何について改正の必要があると考えていたのかというご質問にお答えします。村民が開示請求手続をスムーズに行う観点から、その手続をわかりやすく条例に明記するほうがよいと考えました。しかし、条例は行政機関の説明責任を果たす義務と情報公開請求の権利擁護とともに、開示してはならない情報あるいは開示してもよい情報について定めているものであることから、条例改正ではなく、仮称ですが、情報公開条例事務処理の手引を作成することとしたものです。あわせて、役場の仕事はいつ村民から開示請求されても公開できるよう進めるのが基本であるという考え方から、情報公開条例との整合性や公文書管理法の趣旨を踏まえた上で年度内に文書事務管理規定を見直すこととしておりますので、そういった意味で条例改正をしないで住民の方が開示をしやすく、役場のほうも常にやっぱり開示をされるといったことを念頭に置いた事務処理をしていくというふうに体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

3点目は、本条例は村民の知る権利を保障する表現に欠けているのではないかという質問にお答えします。基本的に村の情報公開条例は、国の情報公開法の規定に沿う形で条例を制定しています。情報公開法第1条の法律の目的において、一部省略しますが、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責任が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批評のもとにある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とすると規定されています。つまり請求する権利と国民への説明責任が目的として規定されています。また、同法第25条において地方公共団体の情報公開として、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないと規定されている法の趣旨を踏まえ、情報公開条例を制定しております。

ご質問にある知る権利については、条例の目的規定には位置づけておりませんが、条例第27条には情報提供施策の拡充を規定しており、世代や価値観などさまざまな要因により住民が求める情報は多様化し、事務的対応に苦慮する側面もありますが、情報公開制度による受動的な開示にとどまらず、今後においても村のホームページや広報紙、住民懇談会などの機会を通じ、村政の事務事業に係る情報提供に努めてまいります。

4点目は、請求権者に関する質問にお答えします。条例第5条の請求権者についてですが、国の情報公開法では何人も請求権を有すると規定されており、他の自治体では同様の規定がなされている点は承知しております。しかし、一方情報公開条例の目的は情報の開示請求権ともう一つ、赤井川村民への説明責任です。そういった意味から、現行条例における請求権者の範囲は村民や村内に勤務する者を初め、村の行政に利害関係を有する者などと限定列举としておりますが、村の行政にかかわる者に対しては一定の範囲で請求権は担保されているものと考えます。今後も条例の運用に当たっては、主権者である村民の権利を第一と考え、適正な運用に努めてまいります。

続いて、新しい地域資源の有効活用についてのご質問についてお答えします。1点目は、

阿女鱒岳地域における地熱資源の有効活用に対する村の事業関与に関する質問についてお答えします。当該地域では、平成23年より地表調査がスタートし、平成25年度から平成30年度にかけては調査用井戸7本の掘削が行われ、地下1,500メートルから2,000メートル付近に高温な地熱資源の存在が確認されておりますが、阿女鱒岳地域における国の調査費助成期間は昨年度において終了し、本年度は出光興産株式会社により調査井戸のモニタリング調査を継続して行っております。CO₂の排出量も少なく、他の自然エネルギーよりも発電安定性にすぐれ、紛れもない純国産エネルギーである持続的かつ再生可能な地熱発電を事業化するには、地下にある有望な熱源とともに、この熱源により熱水や蒸気が地下にたまる地熱貯留層の存在と安定性が最も必要不可欠とされております。また、当然ながら立地条件なども含めた事業の投資額に対する収益性、開発規模など多角的な視野で検討を進めなければなりません。現段階では、専門的知見と技術力を持った出光興産株式会社が事業の実現性について回答を出していない地熱資源に対し、村が直接的に関与する形で事業化することは現段階では考えておりません。村のスタンスとしては、民間投資による事業化の見通しが立った段階で必要とされる法手続やインフラ整備など、事業が円滑に進められるための支援内容を検討したいと考えております。

2点目は、赤井川村、出光興産、三井住友建設の3者における包括協定を活用し、地熱事業化の調査を行ってはいかがかというご質問にお答えします。本協定については、本年3月に両者よりご提案をいただき、1つ目として赤井川村内に賦存する再生可能エネルギー資源の活用法の検討及び導入推進に関すること、2つ目として地域の環境保全に関することを主たる連携事業の内容として6月に包括協定を締結しております。現在協定に基づく両者からの企画提案により、地域における再生可能エネルギーの活用調査として、今から約100年前に稼働した轟鉦山の水力発電所と同じ場所での水力発電の事業化可能性調査と検討を着手しております。この調査に関しましては、北海道の地域新エネルギー導入加速化調査支援事業の認定を9月3日に受けたところであります。地熱資源のみならず、地域資源として再生可能エネルギーは村内に賦存しているものと考えられ、このエネルギー源である自然環境は120年前の開拓時より脈々と後世に受け継がれてきたものです。持続可能な村づくりにおいて豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくことはもとより、日々進歩する現代の技術力とこの自然の力を生かして新しい産業を創出することができるとしたら、まさに未来志向型産業の一つであると認識しておりますので、まずは官民3者が連携してこの水力発電事業化の可能性について調査、検討を進めていく方針であります。

続いて、地場産業育成への行政のかかわり方についてでございます。1点目は、支援という言葉だけで中身が見えず、本当に6次産業化が必要と考えるならば、行政が先頭に立って販売を含めた戦略を立案すべきではないかというご質問にお答えします。議員がおっしゃるとおり、どのようにつくったものを売るか、どのように売れるものをつくるかは常に危機意識を持って克服、改善しなければならない産地、事業者の課題であり、関係する皆さんは日夜その課題解決に向け努力されており、行政も他人事とは考えておりません。

過去にも村内事業者組織が取り組む商品開発や販売促進活動に対し、国費事業等も活用し、村も関与しながら商品開発の支援を行ってきた経過はありますが、残念ながら商品化に至らなかった事例が少なからずあります。そういった過去の経験も踏まえ、行政が商売の戦略を立てたところで実際に商売を行う事業者がその気になって努力しなければ、それこそ他人事になってしまい、責任の所在も曖昧になってしまいます。村内では、自分の生産する農産物を使って独自に商品開発を行い成功している事例もあり、村もその努力を応援するため販促活動の支援を行っています。ふるさと納税の返礼品や道の駅などでの販売がその例となります。事業者や販売組織がみずからの責任において新たな商品開発や販売促進活動を行い、商売として成立させる過程で村としては研究開発や販売促進のお手伝いをしていきたいというのが私の支援の考え方です。

また、直近では昨年度赤井川村農業未来推進会が取り組んだ農産加工施設の開業に対し、補助金という形で応援させていただいております。補助金を出したから、それでよいとは考えておりません。村としても貴重な税金を6次産業の農産加工に支援を行ったからには、事業主体の相談にも乗りながら施設の有効活用による事業の安定化を支援していきたいと考えております。

2点目は、未来志向型産業の中身がわからないので、具体的に示してほしいというご質問にお答えします。未来志向型産業とは、各産業分野において今までにはない革新的な取り組みを行うことを意味して未来志向型と表現しており、私がマニフェストで意識したのは農業分野におけるICT化による農産物の技術革新や新品種導入による生産性の向上などを総じて未来志向型と表現しました。

3点目は、行政を含め、全産業、外部有識者等を含めた仮称戦略会議の設置提案に関する質問にお答えします。前段のご質問でもお答えしましたが、実際に生産、販売する生産者や事業者、事業者組織がみずからの責任において商売として成り立つ取り組みをすることが重要であると考えております。そういった基本的な考え方に立って未来志向型産業となる農業の6次産業化を目指すためにも、まずは村が支援を決定した加工事業を推進する必要があると考えており、これを成功させるための戦略会議的な協議体は必要であると考えております。また、辻議員の提案する村の産業全般に係る戦略に関する協議体は次年度総合計画の中間見直し年に当たることから、この中で各分野からご意見を伺うことで新たな村の方向性を出せればと考えております。

以上で辻議員からの質問のお答えを終了させていただきます。

○議長（岩井英明君） 再質問を受けたいと思います。

辻康君。

○3番（辻 康君） まず、情報公開条例についての村長のご答弁についてご質問いたしますが、当選前に、当選というか、立候補したときに何が改正、どこを改正するかということについてのお答えですが、改正するより開示をする手続を明確にしたほうが良いと感じたというご答弁だったものですが、条例は説明責任あるいは権利、開示しては

ならない情報あるいは開示してもよい情報、こういうものを条例として明示されていますけれども、これは条例だから当たり前の話でございまして、そういうものをいかに村民、あえて言うなら村民という観点から明確にしたいいわゆるもう少し格調高い情報公開条例が必要だと思っています。村長は、現在の条例の運用と申しますが、そういうものの運用で十分足りるということをお話になりましたが、逆を言いますと非常に危険な考え方ということもできると思います。条例があって、その条例の運用規則を行政が一応村民のためと言いつくるといこと、悪く言うならば恣意的な決定もできる、そういうことを考えますが、いかがお考えでしょうか。

それと、もう一つ、公約ということでございますけれども、私は村長の公約違反だとか、そういうことを言うつもりは全くございませんけれども、4月の当選、そして5月の任期開始、ここに新聞のコピーも持っておりますけれども、4月、それから5月の初登庁のときもまずは情報公開条例を提案したいと、9月の定例会には提案できると思うと。私は、それを見ながら、非常に9月なんか間に合うのかなということは思っていたわけですが、6月の定例会、5月のいわゆる初登庁から一月半もたたないうちの方向の転換ですから、決してそれが悪いとは言いませんけれども、その意思決定の過程だとか、そういうものは明らかにしたほうがいいのかと、そんなふうに考えております。

次に、新しい地域資源の有効活用についてでございますけれども、私は単なる熱源でなくて、ほかにはない有望な地域資源、地域資源という表現を使わせていただきましたが、有望な地域資源だと思っております。いろんな地域ですばらしい景観であるとか、作物であるとか、そういう地域資源もありますけれども、この地熱は他にはない地域資源で、その有望な地域資源がそこにあるということが証明されているわけですから、これを何とか利用することによって新しい産業に結びつけていけたらなど、そういうふうに思っております。その点についてもいわゆる有望な地域資源という観点について考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、本年9月3日に地域新エネルギー導入加速化調査支援事業の認定を受けたとありますけれども、私が質問した中にエネルギー構造高度化・転換理解促進事業、これについてのお考え方がご返答いただけなかったと思っておりますので、それについてもご返答いただきたいと思っております。

次に、6次産業化についてでございますけれども、行政が主導というよりも行政も含めたといいますか、行政が主導的な進め方はできないのかというお尋ねをしたわけですが、現実問題として農業者あるいは農産品をつくって加工する人間にこういうことを言うのは失礼ですが、やはり高度な判断であるとか、それから商品開発のノウハウであるとか、そういうものを求めるのは非常に難しいと思っております。そういう面で行政のもう少しかわりが必要でないかと思っておりますが、その点をお聞きしたいと思っておりますのと、それから村長の答弁の中で昨年度の赤井川村農業未来推進会のことが出ておりましたけれども、この6次産業化もやっぱり個々の取り組みをその都度支援することではなく、6次化

を進めるなら加工施設あるいは加工設備、今ですから本当に高度な高額な設備も必要となってくる場合もあると思います。そういうものをトータルに計画立てて、その中で支援していくことが必要でないかと思いますが、その点について考えをお聞かせいただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 6点について再質問をいただきました。

まずは、情報公開条例に関することですが、そういう手続だとか文書規定の見直しによって基本となる、憲法となる条例そのものに明記するのではなくて、執行のほうでいろいろやる部分については恣意的な部分も出てくるのではないかというふうにご指摘をされましたけれども、我々恣意的にやるということは法律に基づかないでやるということになってしまうものですから、あくまでも国の情報公開法に基づいてこの条例もつくっていますし、手続的な、それにかかわるような関連するような文書規定だとかなんかというものもその部分と関連性を持ちながらつくっていかないと、当然指摘をされるようになりますので、その辺は恣意的にそういった要綱だとか、法令だとか、規則だとか、議会にかからないで執行側でつくれるというものに関してやるということはほぼ不可能に近いというふうに考えておりますので、その辺のご認識はちょっと違うかなというふうに考えております。

あと、公約違反とは言いませんがと言うけれども、多分公約違反して何しているのだというふうなお気持ちで聞いていらっしゃるのかなというふうに聞いておりました。あくまでも6月のときにもお話ししましたけれども、今回もお話しさせていただきましたけれども、公約で目標、基本方針、マニフェストは村政を進める上での基本方針で目標としているものということで公約として考えていただいて結構ですというふうにお答えしておりますし、条例を変えないということは目標としていることを変えるのではないかということになりますけれども、その点について特に言いわけをする気はございません。確かに言っていたこと、条例改正をやらないではないかと、君は公約違反をしているのではないかと、ということを言われると、ごもっともかなというふうに思います。ただ、私がやりたかったのは知る権利だとか、そういった部分をきちんと村民の方が手続として理解した上でスムーズにできる方法をやっぱりとる必要があるなというのと行政側がきちんと開示をできる、開示ができるだけに耐え得るきちんとした書類整備を常にいろんな事業の中でやっていくということで、誰から求められてもすぐ出せるというような仕事の進め方というのを条例の中でうたっていかなければならないというふうに当時思ったものですから、そういった表現の仕方をさせていただきました。ただ、その部分についても文書規定等を変更したりだとか、日々の業務の中でそういったことをきちんと気にしながら進めるということで情報公開というものに関する私が考えていた部分はクリアできるなというふうに考えたものですから、今回条例改正はしないでそういった違うほうの手引だとか文書規定の改正という中でその辺をクリアしていきたいというふうに考えたところでございます。

あと、熱水源の要するに発電ではなくて地域資源として利用する気はないのかということなのですけれども、あそこの今ある地点がもっと国道近くだとか、例えば農地に近いところであれば、私も皆さんに相談しながら、こんなことも考えられますかねという提案というか、相談をすることはできるかなというふうに思いますけれども、あの山奥に工場をつくってインフラを整備するという部分で、では国の補助金を仮にもらったとして、50%もらったとして、あとの50%を村が出すと。そこまでのアクセス路を冬期間も含めて維持管理していくとなると、そういうところにお金をかけるのだったら、もっとお金のかけるところは違うところにあるのではないかなというふうに考えております。あそこのことだけを、今調査しているところだけを言うのであれば、あの距離的な山の中でそういったことをやるということは、私自身村がお金を出してやる部分は非現実的かなというふうに考えておりますので、私の考え方としてはそういった部分でございます。

あと、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業について村長はどうやって考えているのだと、この点についてちょっとお答えしていませんでしたけれども、この事業の大きな目的は再生可能エネルギーについてを調査をしたりだとか、住民に理解をしてもらうために、そういった再生エネルギーの件について説明会を開いたりだとか、独自に調査をしたりだとかというのにもらえる補助金というふうに認識しております。そのほかにも鉄道事業だとかという部分にも使えるお金なのですが、補助金事業なのですけれども、基本的に今の考え方というのは民間のほうでいろいろ調査をしてもらうと。先ほども1回目の答弁でお話ししましたけれども、村としては村がお金を出して何かその事業を今するという、再生エネルギーに関して。という考え方は持っておりません。あくまでも民間が投資をする中を、今回包括協定を結ぶのも行政がそこにかかわっているということで道の認定を受けて調査費がついたりとかということがありますので、これに村の持ち出しはありません。ですから、村のほうとしてはそういった企業が進める部分について側面的な支援をしながら、それが事業化になって、事業化を進められるという時点になった段階でインフラの部分だとか法的手続のときにいろいろ協力をするとかということで、あくまでも民間投資の中でこういったものは進めていってもらいたいというふうに考えておりますので、そういった意味も含めて今村が補助残を持って調査をしていくというようなことは考えていないので、この事業については取り組まない、村としては今のところ導入する予定はないということでございます。

あと、農業者、事業者だけではその戦略的、6次産業に向けた商品開発だとか、そういうものやっていくというのは難しいと、だから行政がきちんとかかわってやるべきだというご指摘だと思います。その部分に関しては、今回加工施設の未来推進委員会がやる加工施設の部分だけではなくて、全体に対してもそうではないかというご指摘を受けましたけれども、まずは今ことしの3月で決定をして、3年間については村のほうで施設も借り上げながら支援というか、未来推進委員会のやる加工について応援をしながらやるということを継続するというふうになっておりますので、ただ黙って見ているということではな

くて、やはり先ほども申しましたようにまずはその商品開発だとかという部分にもし調査研究というものが必要であれば、そういったものは事業化して考えていかなければならないのかなど。それもまずは、それにかかわる人方の意向もきちんと把握した中で進めていくということで、まずは村がそれなりの金額を出して進めた事業ですから、その部分については一定の方向性が出るこの3年という中は村もきちんとかかわる中でやっていきたい。それが僕が言っていた農業の6次化産業の支援という部分で、村が補助金を出してやる施設、初めて農業者がつくる、農業者が進める部分に関しては初めてそういった加工施設に対して村が支援をしたという初の事業ですので、これを念頭に置いてマニフェストの中にも6次化というものがちょっとあったものですから、何とかここにまずはきちんと目を向けながら進める中で全体的な次のステップということを考えていければいいかなというふうに考えてございます。最後の2つは、一緒にしてちょっとお答えさせていただきましても、そういう考え方でございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問。

辻康君。

○3番（辻 康君） 先ほどの公約の話ですけれども、公約のことをしつこくどうこう言うつもりはないのですけれども、前回の定例会のときでも公約、それからマニフェストはどういうものかという質問が湯澤議員からされて、その中にいわゆる村長が掲げられた公約の例えば達成度合いというか、この4年に向けてされた公約をことはどういうことをしました、2年目はどういうことをしました、実際にそういうことを公表している自治体というか、市長さんなんかもいらっしゃいます。そこについてどう考えているかということが1点と、それから先ほどのエネルギー構造高度化・転換理解促進事業ですけれども、これはいわゆるうちの仲良しの神恵内なんかもこれを利用した農業をどうするか、そういうことで研究していますし、まさにこれは10分の10の補助事業であって、村の持ち出しは全くない、上限が2億ぐらいであったと記憶してありますけれども、そういうものを使っていわゆるさっきおっしゃった小水力、小水力も今という話ししてましたし、太陽光発電なんかもありますし、そんなものを含めた調査に使っていくということは非常に有効だと思いますけれども、その点だけまた2点お聞きして質問を終わります。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） マニフェストに掲げた部分に関しては、4年間の中で最終的にはきちんと自分自身として達成度合い、評価というものはしていかなければならないなというふうに考えております。まずは、その点はそういった考え方です。

それと、エネルギー構造の事業に関しては、先ほど言ったようにまずは民間が先行して民間にやっていただくというような考え方を持っておりますので、村のほうの手を挙げて、100分の100にしても村が今そこに手を挙げて事業を国からもらって村が調査をするとかという考え方は持っていません。あくまでも4社ぐらいが今調査に、これを含めてですけれども、水力のほうも含めて4社ぐらいが独自に今調査を進めております。それに関

してもあくまでも民間投資の中でやるというような考え方ですので、今調査に入っている民間もそういった考え方でやっていますので、村としてはそこを事業化に向けたときに応援をすると。建った暁には、きちんと固定資産税をもらえるようなバックアップをしていくというような考え方で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 辻康君の一般質問を終了いたします。

30分まで休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

次は、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 本日は、住民の健康についてお聞きをしたいと思います。

以前に単に長寿を目指すのではなく、健康寿命の延伸の重要性について問題提起をさせていただきました。今回もその健康寿命の延伸についてご質問をさせていただきます。健康は、防災と同じく、みずからの健康はみずから守るを基本とすることを認識した上で、行政として住民の健康についての考えをお聞きします。

住民の健康づくりについては、各種運動教室や特定保健指導などの事業を継続的に進め、基盤強化を図られていることは承知していますが、今や運動だけではなく、生活上での身体活動の重要性に着目し、起居、移動、食事、排せつ、入浴といった日常生活動作の活動量低下をいかに抑えるかが重要となってきています。生涯にわたって活動的な日常生活や十分な運動を実施することは、健康寿命を延伸することになるわけです。活動量については、厚生労働省の調査では歩数を指標として用いられています。

そこで、村民の方々は日常生活の中で1日に何歩ぐらい歩いているのか。雪に閉ざされた冬期間の1月、2月、3月、高齢の男性5名、女性5名にご協力いただき、7日間の記録メモリーがある歩数計を持って日常生活を送っていただきました。その結果がお手元に配付しました1月分の資料であります。通告文にはありませんが、資料について若干説明をしたいと思います。議長、お許しいただけますでしょうか。

○議長（岩井英明君） はい、よろしいですよ。

○5番（湯澤幸敏君） お手元の日常生活活動歩数表をちょっとごらんいただきたいと思います。

若干信頼性に欠けるところはあります、この数値は。というのも、義務的にお願いをしたことではありませんので、例えば身につけていなかったりとか、どこかにぽっと置いたりとか、あるいは家に置き忘れて出かけたとか、そういうこともあります。ただ、傾向としてはこういう傾向があるということです。重要なことは、どれだけたくさん歩いたか

ということではなくて、運動そのものよりも日常生活の中でどれだけ歩いたかということだろうと思います。1日平均歩数が4,000、5,000とある方は、犬の散歩におつき合いをしたりとか、あるいは積極的に健康を維持増進しようという方々ですけれども、そのほかの方は特に運動というもの、あるいはウォーキングとか、そういったことはしていません。1日の日常生活の中で動いている歩数です。その歩数計は、こういうオムロンの簡単な歩数計です。私もきょう持って出たのですが、今769歩です、これが始まってから。まあまあ歩いているかなという感じ、今770になったのですかね。そういうことで、簡単な歩数計を持っていただいたということです。

この結果から、平均歩数や必要歩数を導き出そうというのではなく、あくまで自分自身の現状を把握し、低下させないように生活することを認識し、厚生労働省が提唱していますプラステンという今より10分多く動くことを目指すことにあります。歩数計を貸与することで歩くきっかけをつくり、運動不足を解消するだけでなく、生活動作の活動量向上にもつながるだけに、冒頭申し上げたみずからの健康はみずから守るといった意識を高めるためにも歩数計に限らず、健康グッズを村民がいつでも借りられるような環境整備が必要と思いますが、村長の考えをお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 湯澤議員からの住民の健康についてに関してのご質問にお答えしていきます。

住民の健康に関して、健康グッズの貸し出しに関する質問にまずはお答えさせていただきます。健康に暮らしてもらうために村が取り組んでいる現状についてをまずはお話しさせていただきます。現在村では、「声かけ合って楽しく生活できる村 お互いに支え合う村」を理念として毎年度策定している保健事業計画に基づき各種事業を実施しております。大きな事業としては、自身の健康状態を把握していただく住民健診があります。昨今の医療費において、その多くが生活習慣病に起因する疾病となっており、これらは定期的な健診の受診によりみずからの健康状態を把握し、その結果に基づく食事改善や運動などに取り組み、生活習慣の改善を図ることで発症や重症化を予防することが可能になります。本年度は既に申し込みは終了しましたが、主に平成30年度未受診でこれまでも面談などができなかった方を中心に受診の奨励を行い、現時点で256名の方に申し込みをしていただいております。受診された方には、後日説明会を開催し、健診結果に基づく保健指導、栄養指導を実施し、みずからの健康状態を把握してもらい、生活習慣を振り返っていただくとともに、みずから生活習慣を改善する自覚を促す取り組みを進めています。また、本年度からは通年を通して保健師と包括支援センターが連携し、社会福祉協議会からの情報も踏まえながら高齢者層を中心に悉皆的に戸別訪問をさせていただき、生活実態の把握に努めております。

加えて、みんなで楽しみながら体を動かしてもらうため、運動不足になる冬期間の12月から2月までは毎年健康寿命を延ばすを目標とした運動教室を毎週1回、計10回開催して

おります。村直轄以外では、包括支援センターが65歳以上の要支援の方までを対象に転倒予防を中心として専門のインストラクターの指導のもと通年で毎月1回、元気はつらつ教室を開催しており、冬期間は重点期間として週1回開催する計画となっております。成人層については、自主的活動としてスポーツダンスを初めとした各種スポーツ活動が行われており、村や教育委員会としては施設開放や告知支援、大会の主催や共催など側面的なサポートを行っているところでございます。

さて、ご質問にありました健康グッズの貸し出しの件ですが、健康支援センターには脂肪燃焼量つき歩数計、ストップウォッチ、上腕式血圧計、ノルディックウォーキングポールなど健康教室で活用している品物があり、既に希望者には貸し出しているものもございます。今までも健康教室などで使用した際に、実際に使ってみたい方にはお貸しした物品もあり、数に限りはありますが、貸し出しは可能となっております。この件につきましては、利用方法も含め、健康教室などの参加者への周知にとどまっていたこともありますが、今後も希望者には対応したいと考えております。

以上で湯澤議員からのご質問のお答えを終了させていただきます。

○議長（岩井英明君） 再質問を受けたいと思います。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 答弁にありましたように、私も村としては健康づくりはよくやっているなという思いはあります。ただ、対象が、私も運動教室の指導をしていましたけれども、固定化されているというか、参加者が。元気な人なのですよ、大体が。そんなに今すぐ健康寿命を心配しなくてもいいような方ばかりという、そんな状況です。

それから、貸し出しグッズについても余りご存じないのではないかと思いますよね、一般の方。だから、図書の貸し出しがあるように、それこそ貸し出しコーナーみたいなものを置いて、より周知していくほうがいいのではないかと。健康グッズは、図書の貸し出しと違ってフォローが大切なのですよね。要は、歩数計や何でも貸し出してしまえば、もう知りませんではなくて、その結果を見て、それで分析してアドバイスをするというところまで行くといいのではないかなと。そんなことを言うと、村長にまた言うはやすしというふうに言われてしまうかもしれないのですけれども、そこまで考えていかないと本当の健康寿命の延伸にはつながらないと。思うに例えば訪問介護や訪問医療があるように、それこそ訪問健康づくりみたいな形で、集団へのアプローチではなくて個別へのアプローチも考えていったほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、こんなことはどうですかね、村長、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） おっしゃるとおりというか、そういった意味も含めて今特に高齢層に関しては要支援とか要介護は別に全家庭を何とか回りたいということで、それぞれ分担して家庭訪問させていただいて、生活実態の中でどういう健康状態にあるのか、どういう生活実態にあるのかというものをちょっと調査というか、そういうものを把握させても

らった中で、おっしゃるとおり本当に健康教室に来られる方はどちらかという元気な方が、もっとやっぱり体を動かそうと思って来ていただいている方が多いので、そこに参加されていないところを掘り起こしていくということはやっぱり必要なのかなというふうに考えております。ですから、今の実態調査というか、戸別訪問の中でいろんな情報が上がってくると思いますので、そういったものを把握しながら働きかけをしていくというふうに考えていきたいなというふうに思います。

あと、グッズの関係につきましては、貸し出して終わりということでは本当にそのとおりなので、ちょっと保健師のほうが健康づくりの指導計画の中にこういったものを組み込んできちんとやっていかなければならないだろうなというふうに思いますので、ちょっと現場のほうに検討させて、グッズを貸し出すのか、そういう希望者を集めて1回こういうことだよと言って、1週間に1回ぐらいはデータをきちんととったのを記録しておいてもらって、それを見ながら指導するようなこともしていかなければならないとも思っているものですから、どこまでできるかということをちょっと現場のほうで検討させますので、そういうことをご理解いただきたいなというふうに思います。

○5番（湯澤幸敏君） 質問を終わります。

○議長（岩井英明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（岩井英明君） 次に、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会会長より林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これで散会いたします。

（午後 2時42分散会）